

第3章 災害応急対策

本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成している。

そのなかで被害を最小限とするための対応のあり方を検討しているが、当初の条件を越える災害の発生に対しては、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大規模災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、各々の職掌において柔軟に対応し、最善の応急策を講じる必要がある。

第1節 情報の収集・伝達

◆基本事項

＜東日本大震災の教訓＞

1 目的

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが「自らで迅速に情報を収集し、自らの判断で行動をする」ことが最も重要である。また、行政においても、これらの情報を一刻も早く地域住民や観光客等に伝達することが重要であり、特に要配慮者への伝達に万全を期する。さらに、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 緊急地震速報	—	—
第2 地震・津波情報	防災安全課、なとりの魅力創生課、A I システム推進課、消防本部、消防団	総務班、広報・情報班、消防班、消防団
第3 北海道・三陸沖後発地震注意情報	防災安全課、なとりの魅力創生課、A I システム推進課、消防本部、消防団	総務班、広報・情報班、消防班、消防団
第4 災害情報収集・伝達	防災安全課、なとりの魅力創生課、政策企画課、A I システム推進課、生涯学習課、公民館、消防本部	総務班、広報・情報班、企画班、公民館班、消防班
第5 異常現象を発見した場合の通報	防災安全課、なとりの魅力創生課、消防本部	総務班、広報・情報班、消防班
第6 通信・放送手段の確保	各部各課	各部各班

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて放送する。また、最大震度3以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付けている。

仙台管区气象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し日本放送協会(NH

K)に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能含む)、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて受理した市は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線(戸別受信機を含む。)及びコミュニティFM(臨時災害FM)放送等により、住民等への伝達に努める。

また、市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、あわてず、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

第2 地震・津波情報

仙台管区気象台は、地震情報を伝達する。これら気象台からの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。

1 情報の種類

仙台管区気象台は、地震、津波に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報を伝達する。

(1) 地震情報の種類と内容

地震情報の種類と内容については、資料編参照。

(2) 津波情報等

津波情報、津波警報等の詳細については、津波災害対策編 第3章「第1節 情報の収集・伝達」参照。

<気象業務法改正>

(3) 特別警報

気象庁は、重大な災害が起こる可能性が著しく大きい場合に特別警報を発表する。地震時における特別警報の種類と内容は次のとおりである。

■地震時における特別警報の種類と内容

現象の種類	内 容
地 震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (「緊急地震速報(震度6弱以上)」を特別警報に位置づける)
津 波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (「大津波警報」を特別警報に位置づける)

2 仙台管区気象台からの情報の伝達

(1) 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応

仙台管区気象台は、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。

これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達する。
(後発地震への注意を促す情報を含む)

なお、緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接市町村及び防災関係機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、総務省消防庁から同報送信されている。

(2) 報道機関の対応

報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を、住民に広く周知することに努める。

3 その他の情報等の発表

仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

4 放送事業者の対応

放送事業の管理者は、次の措置を講じる。

- (1) 放送事業者は、市や防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が必要な情報の放送に努めるよう留意する。
- (2) 発災後も円滑に放送を継続し、地震情報等を報道出来るようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容を管理者ごとに定める。

第3 北海道・三陸沖後発地震注意情報

1 情報発信条件

- (1) 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw (モーメントマグニチュード) 7.0 以上の地震が発生した場合に、情報が発信される。
- (2) 想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発信される。

2 情報発信の流れ

気象庁において一定精度の Mw を推定(地震発生後 15 分～2 時間程度)し、情報発信の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。

3 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容

- (1) 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。
- (2) 防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。

4 情報に関する留意事項

- (1) 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。
- (2) 以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。

ア この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではない。

- イ 後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなる。
- ウ 後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。
- エ 後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。
- オ 先発地震を伴わず、大規模地震が突発的に発生する可能性がある。
- カ 最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さい Mw8 クラスの地震等にも備える必要がある。
- キ 情報発信の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。
- ク すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。

第4 災害情報収集・伝達

地震災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、地震災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行い、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有して、被害規模の早期把握を行う。

1 地震発生直後の情報収集・伝達

- (1) 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119 番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に連絡する。

- (2) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む）内で行方不明となった者について、県警等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

- (3) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時の死者、行方不明者及び安否不明者の氏名等公表に係る対応方針」に基づき、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとしている。

また、県は、国民の「知る権利」に応え、不確実な情報の拡散を防止する目的から、同方針に基づき、死者及び行方不明者の氏名等を公表するものとしている。

- (4) 市は、勤務時間外に地震が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。
- (5) 県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、首相官邸及び政府本部等を含む防

災関係機関への共有を図るものとしている。

2 災害情報の収集

＜東日本大震災の教訓＞

(1) 災害情報収集体制

ア 市は、地震発生後、テレビやラジオ等のメディアから市域に係る災害情報を収集する。

イ 職員に情報収集を行わせる場合は、職員の安全確保に万全を期するものとする。

ウ 災害情報は地区ごとに収集し、各公民館から防災行政無線等を利用して公民館班に伝達する。各公民館における情報伝達の責任者は館長とする。また、公民館班に伝達された情報は、教育委員会を通じて広報・情報班に伝達し、広報・情報班において各種災害情報をとりまとめる。

エ 企画班は災害情報を集約・分析し、市長に報告するとともに、県への報告を行う。

(2) 写真の収集・撮影

広報・情報班は、被害情報等の資料収集を行うとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努めるものとする。

＜東日本大震災の教訓＞

(3) 情報の一元管理、共有化

集約された被害情報や災害対策本部において決定された事項等は、広報・情報班において一元的に管理する。また、各種情報は、庁内放送や庁内ネットワーク（ポータル）の掲示、職員用防災配信メール等で周知し、全庁で情報を共有する。

さらに、各部長の責任により、部内の職員及び所管する出先の事務所に伝達する。伝達手段は、情報共有の徹底のため、なるべく文書又はメール、FAXを利用して行うよう努める。

また、市職員においても、自ら庁内ネットワークにアクセスする等して、自主的に被害状況の把握に努める。

なお、停電や機器の故障等により、あらゆる情報伝達機器が使用できない場合は、文書、使送、ラジオ等で情報を伝達する。

＜東日本大震災の教訓＞

3 情報の伝達

庁内、現場、各防災関係機関等への情報伝達は、主に次の手段を用いる。停電や機器の故障等により情報伝達ができない場合は、あらゆる手段を用いるものとし、すべての通信網が機能しない場合は、使送とする。

※地域住民への広報については、第3章「第2節 災害広報活動」を参照する。

■各機関への主な連絡手段

連絡先		主な連絡方法
市	庁内	庁内放送、庁内ネットワーク、庁内電話、使送
	出先事務所 (保健センター 教育部)	庁内電話、災害時優先電話、庁内ネットワーク
	地区公民館	市防災行政無線（移動系）、災害時用公衆電話
	避難所	市防災行政無線（移動系）、災害時用公衆電話、携帯型 I P 無線
	現場職員	市防災行政無線（移動系）、職員用防災配信メール
	消防本部	市防災行政無線
国・ 県等	県	県防災行政無線、衛星電話、災害時優先電話、連絡員
	県出先機関	県防災行政無線、衛星電話、災害時優先電話
	県警	衛星電話、災害時優先電話、連絡員
	国出先機関	災害時優先電話
その他関係機関		災害時優先電話、メール

4 災害情報等の交換

(1) 災害情報等の相互交換体制

市及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

(2) 県への被害状況等の報告

市(市災害対策本部長)は、「市町村被害状況報告要領」に基づき速やかに県に報告する。報告の方法は、原則として宮城県総合防災情報システム(MIDORI)の端末機により、仙台地方振興事務所を経由して県に報告する。

第5 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合は、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。また、通報を受けた市長は、その旨を仙台管区气象台その他関係機関に通報しなければならない。

1 異常現象

- (1) 地象に関する事項（異常音響及び地変）
- (2) 水象に関する事項（異常潮）
- (3) その他、災害が発生するおそれがある現象

第6 通信・放送手段の確保

＜東日本大震災の教訓＞

1 市防災行政無線施設

(1) 災害時における通信は、有線通信のほか、無線通信施設を利用するものとする。

(2) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた場合は速やかに代替手段を確保するとともに、施設の復旧を行う。

2 消防無線通信施設

消防機関は、災害が発生した場合の、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講じる。

3 郵便関係の措置

日本郵便(株)東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設(応急仮設住宅に収容する場合を除く。)の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡(ミニレター)1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災者(法人を除く。)が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、決定次第周知する。

4 放送施設

市は、放送事業者に対し情報提供し、放送を依頼する。

■資料編

- ・地震情報の種類と内容
- ・異常現象発見時の通報先一覧表
- ・市町村被害状況報告要領

第2節 災害広報活動

◆基本事項

1 目的

市民の生命、財産を保全するため、仙台管区气象台からの情報をはじめとする地震・津波情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 情報提供の考え方	—	—
第2 市の広報	防災安全課、なとりの魅力創生課、A I システム推進課、消防本部	総務班、広報・情報班、消防班
第3 安否情報	なとりの魅力創生課、A I システム推進課	広報・情報班

第1 情報提供の考え方

1 情報伝達・広報の実施

市は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

＜東日本大震災の教訓＞

2 住民等への対応

市は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、市民が必要とする情報を災害のステージに応じて積極的に提供していくとともに、総合案内窓口やコールセンターを設置して対応する。

なお、総合案内窓口及びコールセンターの詳細は、第3章「第14節 相談活動」を参照する。

第2 市の広報

1 市の広報

(1) 広報内容

防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

ア 災害対策本部設置に関する事項

イ 安否情報

ウ 被害区域及び被害状況に関する情報

エ 避難（指示等・場所等）に関する情報

オ 医療・防疫に関する情報

- カ 地震・津波情報、二次災害防止に関する情報
- キ 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- ク ライフライン、道路等に関する情報
- ケ 相談窓口の設置に関する情報

2 広報実施方法

（1）広報資料の作成

広報・情報班は、関係機関と相互に緊密な連絡を図り、災害状況及び措置の状況等の報告資料を収集するほか必要に応じてその他各種団体、施設などに対し、情報の提供を求め広報資料を作成するものとする。

＜東日本大震災の教訓＞

（2）報道機関に対する発表の方法

ア 報道機関への情報提供

なとりの魅力創生課長は、報道機関に資料を提供するとともに、報道機関からの問い合わせに対応する。また、市役所に直接訪問が予想される場合は、プレス室の設置、災害対策本部室等への立ち入り禁止等、必要な対応をとるとともに報道機関に周知する。

イ 報道発表資料の作成

広報・情報班は、次に掲げる事項等の広報資料を取りまとめ、本部会議に諮ったうえ、総務部長が報道機関に発表するものとする。

- （ア）災害の種別
- （イ）災害発生の場所及び発生日時
- （ウ）被害状況
- （エ）応急対策の状況
- （オ）住民に対する避難指示等の状況
- （カ）一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

ウ 記者会見の実施

記者会見方式で発表を実施する場合は、本部長の指示に基づき、報道担当者が報道機関に連絡し、記者会見を実施する。

＜東日本大震災の教訓＞

（3）市民に対する広報

広報・情報班は、市民に対し、災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくまとめ、あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行うとともに、情報の内容、地域、時期、被災者（一般・高齢者・障がい者・外国人等のほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者）に配慮した広報を行う。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

なお、広報にあたっては、以下のようなあらゆる媒体を利用して有効、適切な広報を行うものとする。また、全市民に情報を提供するには紙ベースによる情報提供が有効であることから、なるべく早い段階で紙ベースによる情報提供（回覧や各戸配布の依頼等）を行うよう努める。

ア 同報無線及びコミュニティFM（臨時災害FM）による広報

イ マスコミ（テレビ・ケーブルテレビ・ラジオ・新聞等報道機関）を通じた広報

ウ ホームページによる広報

エ 広報車による巡回広報

オ 広報紙、チラシ、パンフレットによる広報

カ 自主防災組織を通じての広報

（4）広報写真の収集

広報・情報班は、報告、記録等に供する写真の撮影及び収集を行う。写真撮影の際には、「広報」などの腕章を作成し、記録写真を撮影する。また、住民等が撮影した写真についても協力を求め極力活用するものとする。

第3 安否情報

<災害対策基本法改正>

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防本部、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 防災活動体制

◆基本事項

<災害対策基本法改正>

1 目的

大規模地震・津波が発生した場合、市民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、大規模地震・津波を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 初動対応の基本的考え方	—	—
第2 市の活動体制	各部各課	各部各班
第3 職員の動員体制	各部各課	各部各班
第4 災害対策本部の設置	防災安全課、財政課、総務課	総務班、財政班
第5 消防機関の活動	消防本部	消防班
第6 関係機関との連携	防災安全課、総務課、県、関係機関	総務班、県、関係機関

第1 初動対応の基本的考え方

発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第2 市の活動体制

市は、地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県、他の市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。

<東日本大震災の教訓>

1 防災活動体制の組織及び配備体制

防災活動体制の組織及び配備体制は、「名取市災害警戒配備要領」、「名取市災害対策本部設置運営要綱」のとおりとする。

2 活動体制の決定者及び代決者

各活動体制の決定者及び決定者が不在の場合の代決者は次のとおりである。

■決定者及び代決者

体制	決定者	代行者 1	代行者 2
警戒配備 (0号配備)	防災安全課長	防災安全課長補佐	防災安全課 防災係長
警戒本部 (1号配備)	総務部長	総務部次長	防災安全課長
特別警戒本部 (2号配備)	総務部を担任する 副市長	総務部を担任する 副市長以外の副市長	総務部長
災害対策本部 (3号配備)	市長	総務部を担任する 副市長	総務部を担任する 副市長以外の副市長
災害対策本部 (4号配備)	市長	総務部を担任する 副市長	総務部を担任する 副市長以外の副市長

第3 職員の動員体制

<東日本大震災の教訓>

1 配備時期及び配備内容

■配備基準

区分	配備時期	配備内容
警戒配備 (0号配備)	1 名取市で震度4の地震が観測されたとき。 2 大雨、洪水及び高潮等の警報が発表されたとき。 3 その他特に防災安全課長が必要と認めたとき。	特に関係のある部課の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い得る態勢とする。
警戒本部 (1号配備)	1 大雨、洪水及び高潮等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 その他特に総務部長が必要と認めたとき。	関係部課の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部(2号配備)の設置に移行できる体制とする。
特別警戒本部 (2号配備)	1 名取市で震度5弱・強の地震が観測されたとき。 2 大雨、洪水及び高潮等の警報が発表され、局地的な災害が発生し、又は広範囲な災害の発生が予想されるとき。 3 土砂災害警戒情報の発表が予想されるとき。 4 その他特に総務部を担任する副市長が必要と認めたとき。	関係部課の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部(3号又は4号配備)の設置に移行できる体制とする。
災害対策本部 (3号配備)	1 宮城県に津波注意報が発表されたとき。 2 その他特に市長が必要と認めたとき。	関係部課の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部(4号配備)の

		設置に移行できる体制とする。
災害対策本部 (4号配備)	1 宮城県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 2 名取市で震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 市域で広範囲な災害が発生し、又は災害の発生が予想されるとき。 4 その他特に市長が必要と認めたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員

<東日本大震災の教訓>

2 勤務時間中の伝達方法

災害警戒本部及び災害対策本部の設置による職員の動員については、上記の震度などの情報により、各職員は自主的に災害警戒本部等の設置を認識することとするが、情報伝達の確実性を確保するため、その伝達方法については庁内放送、口頭、電話連絡、メールによるものとする。

3 休日又は退庁後の伝達方法

(1) 警備員又は日直による非常伝達

警備員又は日直は(2)に掲げる情報を覚知したときは、防災安全課長に連絡して指示をあおぎ必要に応じて関係課長に連絡するものとする。なお、警備員室には市職員の住所録、電話番号及び連絡方法を表示しておくものとする。

(2) 各関係者に連絡すべき情報

ア 地震情報等が関係機関から通報され、又は自ら覚知し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

イ 地震災害が発生し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

ウ 地震により災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

第4 災害対策本部の設置

1 庁舎の安全確保

本庁舎内に災害対策本部を設置することから、防災対策業務が十分発揮されるよう災害発生後速やかに本庁舎施設の安全（機能）確認を行う。

<東日本大震災の教訓>

2 災害対策本部室の設置

(1) 本部の設置場所

災害対策本部は市役所議会棟第3・第4委員会室に設置し、市本部の標識を災害対策本部室前に掲示する。

(2) 本部室の設営

災害対策本部を設置した場合は、本部室に必要な資機材の準備及び通信手段の確保を行い、本部室を設営する。

<東日本大震災の教訓>

3 災害対策本部の本部会議

(1) 招集

本部会議は、本部長が必要の都度招集し、主宰する。

招集の伝達は、総務部長が行う。勤務時間中においては庁内放送を通じて行い、勤務時間外においては、携帯電話（職員用防災配信メール等）を用いて本部員を招集する。

(2) 決定事項等の伝達

災害対策本部の設置・配置及び本部会議における決定事項については記録し、文書等で伝達する。

<東日本大震災の教訓>

4 職員の管理

(1) 職員の被災状況の確認

総務部長は、職員用防災配信メールを活用し、職員及びその家族の被災状況を確認する。

(2) 職員の配置調整

総務部長は、各班の参集状況及び業務量を把握し、職員の人員配置の調整を行う。

また、24時間継続して従事する必要がある業務を把握し、状況に応じて交代要員を確保する。不眠不休で対応している班や職員がないよう注意するとともに、随時調整を行う。

(3) 職員の健康管理及び給食等

総務部長は、職員の健康管理、メンタルケア等に必要な措置を講じるとともに、各班長は、各班員の健康及び勤務状態を常に配慮し、調整等の措置等が必要な場合は各班の部長を通じて総務部長に報告する。

また、総務班は、職員の参集状況等を把握し、職員用の食糧及び飲料水を確保する。確保する際は、食糧の調達を担当する民生班と調整を行うものとする。

第5 消防機関の活動

消防本部は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被災者等の救出・救助活動や被害情報の収集活動など所要の活動を行う。

1 消防本部の活動

消防本部は、地震・津波災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、市災害対策本部及び県警等関係機関と相互に連携をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として管轄消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

3 水防管理団体等の活動

地震・津波が発生した場合は、水防管理団体等は次のような措置をとる。

(1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

(2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

(3) 水防資機材の点検、整備、配備

第6 関係機関との連携

1 県との連携

県は、以下のような場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。

- (1) 本市で震度6弱以上を観測する地震、又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、又は当該地震と判定されうる規模の地震及び津波が発生したと判断される場合
- (3) 本市と情報途絶した場合

2 防災関係機関との連携

市は、災害対策本部が設置された場合において、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係機関の職員を市災害対策本部へ派遣するよう要請する。

防災関係機関は、市はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

■資料編

- ・名取市災害対策本部条例
- ・名取市災害対策本部設置運営要綱
- ・名取市災害警戒配備要領
- ・警戒本部等の組織

第4節 相互応援活動

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 民間協定の活用	防災安全課、各部各課	総務班、各部各班
第2 市町村間の相互応援活動	防災安全課、総務課	総務班
第3 県への応援要請	総務課、県	総務班、県
第4 消防相互応援活動	消防本部	消防班
第5 緊急消防援助隊の応援要請 及び受入れ	消防本部	消防班
第6 受入体制の整備	各部各課	各部各班
第7 他県等への応援体制	総務課、県	総務班、県

第1 民間協定の活用

＜東日本大震災の教訓＞

市は、必要に応じて、民間団体等に対してあらかじめ締結した協定に基づき、協力を要請する。

第2 市町村間の相互応援活動

市は、応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他の市町村に対し応援を求める。
また、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨連絡する。

- 1 相互応援協定締結市町村
- 2 県内全市町村間の相互応援協定（災害時における宮城県市町村相互応援協定）

第3 県への応援要請

1 職員派遣の要請

市は、災害応急対策が困難と見込まれる場合、県に職員派遣を要請する。
県は、派遣元自治体と派遣先自治体間の派遣受入れ調整や関係内部部局との調整を行うとともに、「プッシュ型」による人材の派遣も行う。

＜災害対策基本法改正＞

2 応急措置の代行

県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

第4 消防相互応援活動

大規模地震・津波災害により、市の消防力のみでは災害の防ぎよが困難な場合には、「消防相互応援協定」、「宮城県広域消防相互応援協定」、その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行う。

宮城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請の手続きは、「宮城県広域消防応援基本計画」の定めるところによる。その他の消防相互応援協定に基づく要請にあたっては、それぞれの実施要項によるものとする。

第5 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ

市は、大規模な災害が発生し、自己の消防力及び県内の消防応援のみでは十分な対応ができないと判断されるときは、「緊急消防援助隊」の応援を要請する。

応援要請は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところによる。

なお、応援要請は原則として知事に対し行うものとするが、知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請を行うことができる。

第6 受入体制の整備

市は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要に応じて、関係各班と調整の上、資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できるよう受入れ体制を整備する。

第7 他県等への応援体制

市及び県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

なお、市及び県は、応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

また、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

■資料編

・災害時応援協定一覧

第5節 災害救助法の適用

◆基本事項

1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び市民の協力の下に、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 災害救助法の適用	社会福祉課	民生班
第2 救助の実施の委任	社会福祉課	民生班

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

本市における適用基準は、以下のとおりである。

(1) 市内の住家滅失世帯数※が80世帯以上であるとき。

※ 住家滅失世帯数：全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては、滅失世帯の3分の1とみなして換算する。

(2) 県内の住家滅失世帯数が、2,000世帯以上であつて、市内の住家滅失世帯数が、40世帯に達したとき。

(3) 県内の住家滅失世帯数が、9,000世帯以上であつて、市内の住家滅失世帯数が、多数であるとき。（市の被害状況が特に救助を要する状態にあること。）又は、災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(4) 多数の者が、生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

ア 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。

イ 食品の給与等に特殊な補給方法又は救出に特殊な技術を必要とする場合。

(5) 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき。

2 災害救助法の適用手続

災害救助法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、災害救助法第23条に規定する救助を実施するときに開始される。

原 則…災害発生日 ＝ 救助の開始日 ＝ 公示日

例 外…①長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合

災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日

②被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合

公示日 = 被害等が判明した日

市は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、災害救助法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに市に連絡する。また、速やかに災害救助法適用を公示するとともに、救助の実施を市長に委任する。

3 救助の種類

避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被災者の救出、被災した住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の搜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。（昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」）

第2 救助の実施の委任

知事は、災害救助法第13条の規定により、次の救助の実施を市長に委任することができる。同法施行令第17条の規定により委任を通知した場合において、市長は、当該事務を行わなければならない。

- 1 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急処理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 遺体の搜索及び処理
- 10 障害物の除去
- 11 応急救助のための輸送
- 12 応急救助のための賃金職員雇上費

■資料編

- ・災害救助法による救助の実施細目

第6節 自衛隊の災害派遣

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、知事等は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により、自衛隊の災害派遣を要請する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 災害派遣の基準及び要請の手続き	防災安全課、県、自衛隊	総務班、県、自衛隊
第2 自衛隊の連絡幹部等の派遣	防災安全課、県、自衛隊	総務班、県、自衛隊
第3 派遣部隊の活動内容	自衛隊	自衛隊
第4 派遣部隊の受入れ体制	防災安全課、県、自衛隊	総務班、県、自衛隊
第5 派遣部隊の撤収	防災安全課、県、自衛隊	総務班、県、自衛隊
第6 経費の負担	防災安全課、県、自衛隊	総務班、県、自衛隊

第1 災害派遣の基準及び要請の手続き

1 要請による派遣

(1) 市は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、県に対して災害派遣要請をするよう求める。

なお、通信の途絶等により県への依頼ができない場合で緊急を要する場合には、防衛大臣又は「自衛隊指定部隊等の長（陸上自衛隊の方面総監、師団長、駐屯地司令の職務にある部隊等の長）」に通知することができる。

(2) 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必用とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される場合とする。

2 自衛隊の自主派遣

大規模地震・津波災害時において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

3 要請の手続き

(1) 要請（連絡）先

本市は、自衛隊に対して直接要請する必要がある場合、次の部隊に対して要請（連絡）する。なお、宮城県沖地震の場合のみ、要請先が異なるため注意する。

また、自衛隊に直接要請した場合は、速やかに県に報告する。

＜要請先＞

- ・第22 即応機動連隊 第3科（多賀城駐屯地）である。
- ・第2 施設団 第3科（船岡駐屯地） ※宮城県沖地震の場合

（2）要請手続

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書（資料編：自衛隊災害派遣要請等様式）を県に提出する。

なお、緊急の場合は、口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。

第2 自衛隊の連絡幹部等の派遣

- 1 大規模地震・津波災害発生時、自衛隊は、市災害対策本部等に連絡調整員を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。

連絡幹部等は、被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救援活動等に関する連絡・調整を実施する。

- 2 市は連絡幹部等と協議し、対策の緊急性、重要性を判断し救援活動の優先順位を定め、自衛隊の活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

第3 派遣部隊の活動内容

- 1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と密接な連携のもとに救援活動等を実施する。

- 2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、通常次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">（1）被害状況の把握（車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動）（2）避難者の誘導、輸送等（3）避難者等の救助及び搜索活動、行方不明者の搜索（4）水防活動（5）消防活動の支援（6）道路又は水路の啓開（7）応急医療、救護及び防疫（8）人員及び物資の緊急輸送（9）給食、給水及び入浴支援：被災者に対する給食、給水及び入浴支援の実施（10）救援物資の無償貸付又は譲与（11）危険物の保安及び除去（12）その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援 |
|---|

第4 派遣部隊の受入れ体制

災害派遣が決定された場合、市長は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

1 連絡調整者の指定

市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため担当職員を指定し、業務遂行に協力する。
担当職員は、総務班から指定する。

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

3 宿舍等のあっせん

派遣部隊等の宿舍等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舍施設にあてる時は、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

4 作業内容の調整

市は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

5 駐車地区の選定

車両駐車場は次のとおりとする。

■派遣部隊の車両駐車場

施設名	所在地	管理者	電話番号	備考
名取市役所	名取市増田字柳田 80	市長	384-2111	
名取市民体育館	〃 250	〃	384-3161	

※この他車両駐車に可能な用地を指定するものとする。

6 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

第5 派遣部隊の撤収

- 1 市は、派遣の目的を完了、またその必要がなくなった場合、派遣部隊等の長との協議に基づき、県を通じて撤収要請する。
- 2 撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書（別紙様式第3又は第4）をもって要請（提出）する。

第6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として市が負担し、細部については、その都度災害派遣命令者と県が協議して定める。

- 1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
- 2 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- 4 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- 5 無作為による損害の補償
- 6 その他協議により決定したもの

■資料編

- ・ 自衛隊の要請先
- ・ 自衛隊災害派遣要請等様式

第7節 救急・救助活動

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については、市及び防災関係機関は連絡を密にしながら、一刻も早い救出・救助活動を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、市民においても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 市の活動	消防本部、土木課、建設業者	消防班、土木班、消防機関、自衛隊、県警、建設業者
第2 県の活動	県	県
第3 県警の活動	県警	県警
第4 海上保安部の活動	宮城海上保安部	宮城海上保安部
第5 市民及び自主防災組織等の活動	市民、自主防災組織	市民、自主防災組織
第6 惨事ストレス対策	消防本部	消防班
第7 感染症対策	消防本部	消防班

第1 市の活動

市は、大規模地震災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、他の消防機関、自衛隊、県警、建設業者等と連携し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

救急・救助活動に当たっては、関係機関と情報交換を緊密に行う。

消防団は、消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

市は、必要に応じ、県警、消防、自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

第2 県の活動

- 1 県は、大規模地震・津波災害においては、速やかに市町村の被害状況及び救急・救助を必要とする状況を把握し、防災関係機関が連携して救出・救助を行えるよう、県警、消防本部、自衛隊等関係機関との連絡、調整を行う。
- 2 県は、市から要救助者の救助活動について応援要請を受けた場合、また、自ら必要と認めた場合には、防災ヘリコプターによる要救助者の捜索及び救助活動を行う。

第3 県警の活動

- 1 県警は、救出救助を要する者を発見した場合及び同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救出・救助活動を行う。
- 2 県警は、被害状況に基づき、迅速に災害警備部隊を被災警察署等に出動させる。
- 3 県警は、警察署員及び応援部隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。

第4 海上保安部の活動

海上保安部は、地震・津波等により海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

第5 市民及び自主防災組織等の活動

1 緊急救助活動の実施

市民及び自主防災組織等は、在住地区及び担当地区において建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

市民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、市（総務班）等に速やかに連絡し、救助を要請する。

2 救急・救助活動への協力

市民及び自主防災組織等は、県警、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力し、その他とるべき行動についても現地の県警、消防職員の指示を仰ぐ。

第6 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第7 感染症対策

搜索、救急・救助活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

東日本大震災における対応

救助・救急の流れ

3/11：東日本大震災発生

地震直後：消防本部・各出張所にて出動準備、消防本部に応急救護所の設置

（119番通報により全ての救急隊が出動。予備救急車を自主参集職員で出動）

約3千人を避難所に誘導

津波到達以降：関上・下増田地区で消防部ボート隊などにより孤立住民を救助

地震当日深夜～：消防部は、自衛隊、緊急消防援助隊、県警等と連携して孤立住民を救助

関連事項

地震当日：関上地区で火災が発生していたが、浸水により現場到着できず

（3/11～13で火災発生は12件。うち7件は自然鎮火）

地震当日18時～：土木班により、関上地区への道路啓開作業

第8節 医療救護活動

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、緊急的な対応策を講じるとともに、医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入体制	保健センター、消防本部、名取市医師会、岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会名取ブロック会、県	医療防疫班、消防班、名取市医師会、岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会名取ブロック会、県
第2 災害時後方医療体制	保健センター、県	医療防疫班、県
第3 救急患者等の搬送体制	消防本部、県	消防班、県
第4 医薬品等の供給体制	岩沼薬剤師会名取ブロック会	岩沼薬剤師会名取ブロック会
第5 在宅要医療患者の医療救護体制	保健センター	医療防疫班

第1 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入体制

1 市の役割

＜東日本大震災の教訓＞

(1) 医療救護担当部門の設置

ア 市における医療救護の担当部署は、医療防疫班とする。通信手段の状況を把握し、電話等可能な手段で関係機関との連絡に努める。

イ 医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、名取市医師会、岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会名取ブロック会及び公的病院等拠点となる病院等に医療救護班の派遣を要請する。

■医療救護班の編成

医師	看護師	その他	計
1人	1人	1人	3人

ウ 医療救護班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行するものとする。

エ 医療救護班は、医療救護の際にトリアージを行う。

オ 医療救護活動に関して、市のみでは十分な対応ができない場合などには、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

(2) 医療救護所の設置

ア 市は、施設の被災状況や多数の傷病者により医療機関での対応が十分にできない場合などには、休日夜間急患センターに指定医療救護所を設置・運営する。必要に応じて、医療救護所、臨時医療救護所の設置予定場所に設置する。医療救護所では、災害対応医薬品供給車両（モバイルファーマシー）の駐車場を確保する。

イ 市は、設置した医療救護所の場所を、「本章第2節 災害広報活動」に基づき、住民に周知する。

ウ 医療救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置・運営を検討する。

(3) トリアージ（重症度緊急度選別）の実施

多数の負傷者が同時に発生する地震時の医療においては、トリアージによって、医療機関の混乱を防ぎ、効率的な治療を行うことを原則とする。トリアージでは、治療の緊急度を4段階に区分し、負傷者にトリアージ・タグ（識別票）をつけるものとする。

なお、トリアージ・タグについては、それぞれの関係機関で保有するものとする。

(4) 医療機関等の状況把握

市内の医療機関の状況は、資料編に示すとおりである。

なお、市長は、災害時において市内の医療機関等と連絡をとり、診療可能な医療機関等を把握し、この旨住民に広報するものとする。

2 県の役割

(1) 県保健医療福祉調整本部の設置

県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、県保健医療福祉調整本部を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び岩沼地域保健医療福祉調整本部、市等から把握する。

また、市から要請があった場合は、DMATを派遣するほか、医療救護班を派遣する。

(2) 医療救護班の派遣調整

県保健医療福祉調整本部は、岩沼地域保健医療福祉調整本部からの要請に基づき、県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。

また、医療救護班派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。

(3) 医療ボランティアの調整

県保健医療福祉調整本部は必要に応じて、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと協議の上で医療ボランティアの被災地への配置について連絡・調整を行う。

第2 災害時後方医療体制

- 1 医療機関又は医療救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院に搬送し、治療を行う。
- 2 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

- 3 県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、県内の医療機関から広域搬送拠点までの重病者等の輸送を実施する。

第3 救急患者等の搬送体制

1 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状況等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

2 搬送の実施

災害時後方支援病院で治療する必要がある患者を搬送するときは、市又は県に要請する。原則として、被災現場から医療施設または医療救護所までの搬送は市が、医療施設または医療救護所から災害後方支援病院までの搬送については、県及び市が対応する。

第4 医薬品等の供給体制

- 1 医療施設の管理者及び医療救護所の責任者等は、医薬品等に不足が生じた場合、市災害対策本部等に調達を要請する。
- 2 市災害対策本部は、医療施設または医療救護所から医薬品等の要請を受けた場合、保健センター（医療防疫班）において協定締結先である（株）バイタルネット等から医薬品等を調達し供給する。市において調達できない場合は、岩沼地域保健医療福祉調整本部に要請する。
- 3 岩沼地域保健医療福祉調整本部は、市災害対策本部等から医薬品等の要請を受けた場合、管内医薬品等卸売販売業者に調達を要請するものとしている。不足する場合は、二次医薬品集積所の支援医薬品等を供給し、困難な場合は、県保健医療福祉調整本部に要請するものとしている。
- 4 県保健医療福祉調整本部は、岩沼地域保健医療福祉調整本部から医薬品等の要請を受けた場合は、県内医薬品等卸業者に調達を要請し、不足する場合は一時医薬品集積所の支援医薬品等を供給するものとしている。輸血用血液の要請を受けた場合は、赤十字血液センターに要請する。
- 5 県及び市は、電気・ガス・水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

第5 在宅要医療患者の医療救護体制

- 1 市は、在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- 2 市は、医療機関での治療継続が必要な場合は、市内の医療機関若しくは岩沼地域保健医療福祉調整本部へ調整を依頼する。
- 3 県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整や資機材の支援等により、透析医療の確保に努める。
- 4 医療機関は、発災後は、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を、必要に応じて市災害対策本部に提供する。
- 5 県は、市が行う専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

東日本大震災における対応

医療救護活動の流れ〔医療防疫班の対応〕

3/11：東日本大震災発生
3/11：保健センターに近隣住民等が避難⇒対応に追われる
3/12：医師会、がんセンター等と調整。透析患者を受入れ可能な医療機関の把握
3/12～27：名取市医師会が急患センターで診療を実施
3/13～25：診療チームを3班編成し、避難所を巡回診療
3/13：保健師が避難所を巡回し、高血圧等慢性疾患患者、透析患者を把握し、薬を確認し受診させた。薬剤は地元企業から確保
3/13：精神医療センターと調整し、精神疾患患者を受入れてもらう
3/17：健常な避難者を他避難所に移動

■資料編

- ・災害拠点病院指定状況
- ・医療機関一覧表

第9節 消火活動

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、県、市はもとより地域住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて出火防止措置や消火活動を行う。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 消火活動の基本	消防本部	消防班
第2 市の対応	消防本部	消防班
第3 事業所の活動	事業所	事業所
第4 自主防災組織の活動	自主防災組織	自主防災組織
第5 市民の活動	市民	市民
第6 応援の要請	消防本部	消防班

第1 消火活動の基本

1 火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火に努める。

2 地震災害時における消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

(1) 重要防ぎょ地区優先の原則

(2) 消火有効地域優先の原則

(3) 市街地火災優先の原則

(4) 重要対象物優先の原則

(5) 火災現場活動の原則

ア 出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第2 市の対応

市は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な地震災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

1 消防本部の活動

消防本部の長は、消防署(所)及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡を取り、地震・津波災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、「名取市消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

有線及び無線等の通信施設のみならず、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 地震・津波による火災の初期消火と延焼防止

地震・津波による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

(3) 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

(4) 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

(5) 情報提供

災害の状況を総務班に対し速やかに報告する。

2 消防団の活動

消防団は、地震・津波災害が発生した場合、名取市消防計画、行動計画等に基づき、名取市消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の活動を行う。

(1) 出火警戒活動

地震・津波発生により火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

災害により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

(3) 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡を取り、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(4) 救急救助活動

消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(5) 避難誘導

避難指示が発令された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

3 宮城海上保安部への通報

地震による船舶の火災が発生した場合、速やかに次の活動を行う。

(1) 消防機関は、船舶の火災を知った場合は、宮城海上保安部に対して直ちに、その旨を通

報する。

- (2) 消防機関は、速やかに火災発生状況を把握し、必要に応じて消火活動に協力するとともに関係機関等に対し協力を要請する。

第3 事業所の活動

1 火災が発生した場合の措置

- (1) 自衛消防組織により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防本部へ通報する。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

第4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防本部に通報する。

3 応急処置の実施等

消防署及び消防団の活動を補佐し、負傷者の応急処置及び安全な場所への搬送を実施する。

4 災害情報の伝達活動

必要に応じ関係機関から災害情報を収集し、地域住民へ伝達する。

第5 市民の活動

1 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

3 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

第6 応援の要請

火災の規模が市の消防体制では防ぎよが困難と認められる場合は、「第3章 第4節 相互応援活動」の定めるところにより応援要請等を行うものとする。

第10節 交通・輸送活動

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害発生に際し、市民の生命の保全、市民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等に速やかな対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送道路を確保し、輸送を実施する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 市の活動	—	—
第2 緊急輸送活動手段	総務課、防災安全課、税務課	総務班、輸送・連絡調整班
第3 陸上交通の確保	県警、土木課	県警、土木班
第4 海上交通の確保	宮城海上保安部、農林水産課、 県	宮城海上保安部、農林 水産班、県

第1 市の活動

市は、輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に留意して行う。

- 1 人命の安全
- 2 被害の拡大防止
- 3 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送活動手段

＜東日本大震災の教訓＞

1 市内輸送業者への要請

市は、緊急輸送の実施にあたっては、市所有の車両によるほか、なとりん号を運行するバス事業者、災害時応援協定を締結している業者、市内輸送業者等に応援を要請して実施する。

2 県への要請

市は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県を通じて運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。ただし、安全な輸送の確認が取れた場合に限り。

また、市は、トラックによる緊急物資輸送の必要があると認めたときは、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

＜緊急輸送の要請先＞

ア (株)桜交通

イ 仙南交通(株)

ウ ヤマト運輸(株) (災害時応援協定に基づく要請)

エ (公社)宮城県トラック協会仙南支部 (災害時応援協定に基づく要請)

緊急輸送

東日本大震災における対応

3/11：東日本大震災発生

3/12 朝：市内バス事業者に要請し、輸送のためのバスを確保

3/12 午後：市のマイクロバス及び事業者のバス等によりピストン輸送を開始

3/12 20時：約1,800人の内陸への移送を完了

第3 陸上交通の確保

1 交通規制

県警は、災害が発生した場合は、現場の警察官等、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

交通の混乱、交通事故等の発生を防止し、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が被災した場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通安全確保に努める。

(1) 基本方針

ア 被災地域内への流入抑制と走行抑制

(ア) 被災区域への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力規制する。

(イ) 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

イ 避難路への流入規制と緊急交通路への流入禁止

避難区域に近接したインターチェンジにおいては、被災地への流出を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。

ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

緊急自動車及び緊急通行車両の通路確保のための交通規制又は回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。

エ 道路管理者との連携による交通規制の適切な運用

緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるように道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。

(2) 緊急交通路確保のための措置

ア 交通管制施設の機能回復

効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通

行車両等の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は上記イ、ウの措置を取ることができる。

オ 関係機関等との連携

県警、道路管理者等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第2）を設置して行い、緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通安全施設の復旧

緊急通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。

2 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続きは、以下の要領で行う。

(1) 確認対象車両

県公安委員会は、県警（交通規制課）、高速道路交通警察隊、警察署のほか交通検問所等の検問箇所を確認を行う。

(2) 申し出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

なお、事前届出を行っている車両は、緊急通行車両等事前届出済証の提出で足りるものとする。

ア 車両番号標に標示されている番号

イ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）

ウ 使用者の住所、氏名

エ 出発地

オ 指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両の場合、協定書・

契約書等の写し

カ その他参考事項

(3) 標章等の交付

県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を交付する。

3 障害物の除去等

緊急交通路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）について道路管理者又は漁港管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。

また、道路管理者又は漁港管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去（道路管理者の所管にかかるもの）、応急復旧を行い、道路機能の確保に努めるとともに、二次災害の防止にも努める。

道路に堆積された障害物は、速やかに除去するものとする。

交通の確保〔土木班〕

東日本大震災における対応

3/11：東日本大震災発生

地震直後：パトロールを行い、通行危険箇所に標識を設置して交通規制

市内建設業者に協力依頼

3/11 18時～：市内建設業者による閉上地区への道路啓開活動

3/12 2時頃：自衛隊（船岡駐屯地）の重機が到着

3/12 5時頃：市内の建設業者が集結し、大規模な道路啓開活動を開始

3/13：救助・捜索のため、市内建設業者と閉上・下増田への通行規制を実施。県警に協力を要請。市内建設業者と自衛隊は主要幹線を確保後、捜索作業に併せて枝線の啓開を実施するなど、優先順位を定めて交通を確保

3/23：市道の幹線、準幹線のがれき撤去を完了

4/ 4：枝線のがれき撤去を完了し、民地のがれき撤去に着手

関連事項（燃料の確保）

3/12：産業班は、近隣の5か所のガソリンスタンドに職員を派遣し、災害対応車両のみに給油するよう依頼。停電のため燃料を手動で汲み上げ、タンクを調達して現場に輸送

3/13：タンクローリーにより給油し、現地の作業を止めなかった

第4 海上交通の確保

1 市の役割

市は、在港船舶に係る災害の拡大が予想され、又は保安確保措置等の必要があると認められる場合は、事前措置等を命ずるなどの必要な対策を行うとともに宮城海上保安部に対し在港船舶等の安全確保措置の指示を要請するものとする。

安全確保措置は、在港船舶の責任者がその判断により行うが、市長が緊急のため必要と認める場合は、宮城海上保安部と連携を保ち、安全確保措置を講ずるものとする。

2 宮城海上保安部の役割

宮城海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (5) 水路の水深に異常が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

3 漁港管理者の役割

漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、障害物除去等を行い、緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう努める。

■資料編

- ・緊急通行車両等事前届出書
- ・緊急通行車両の標章
- ・緊急通行車両確認証明書

第11節 ヘリコプターの活用

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害時には、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 活動内容	防災関係機関	防災関係機関
第2 活動拠点	防災安全課、消防本部	総務班、消防班

第1 活動内容

ヘリコプターを有する防災関係機関は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、大規模地震災害時には、それぞれのヘリコプターの機動性等を生かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- 1 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- 2 救出救助活動
- 3 救急患者等の搬送
- 4 救援隊・医師等の人員搬送
- 5 消防部隊の搬送・投入
- 6 被災地への救援物資の搬送
- 7 応急復旧用資機材等の搬送
- 8 住民に対する避難指示等の広報活動
- 9 その他ヘリコプターにより対応すべき活動

第2 活動拠点

市は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。

災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び場外離着陸場を早急に確保する。

■資料編

- ・県が指定する離着陸場（宮城県地域防災計画による）
- ・名取市が設置するヘリコプター離着陸場

第12節 避難活動

◆基本事項

1 目的

地震が発生した場合、直ちに警戒体制を整え、地域住民等を速やかに避難させるため、適切に避難指示を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、管理運営に当たる。

なお、市長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内安全確保等の安全確保措置を指示することができる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 避難指示	市長	本部長
第2 避難の措置と周知	防災安全課、なとりの魅力創生課、A I システム推進課、消防本部、消防団	総務班、広報・情報班、消防班、消防団
第3 避難誘導	消防本部、総務部	消防班、総務班
第4 避難所の開設	教育委員会、防災安全課、総務課、A I システム推進課	教育部、総務班、広報・情報班
第5 避難所の運営	健康福祉部、教育委員会	民生班、教育部
第6 避難情報の発令等による広域避難	防災安全課、総務課	総務班
第7 避難長期化への対処	—	総務班、民生班、教育部
第8 帰宅困難者対策	防災安全課、教育委員会	総務班、教育部
第9 広域避難者への支援	防災安全課、総務課	総務班
第10 在宅避難者への支援	—	総務部、公民館班
第11 住民の安否確認	—	広報・情報班

第1 避難指示

地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市長は、速やかに避難指示を発令する。この際、県は、時機を失することなく避難の指示等が行われるよう、市に積極的に助言を行うものとしている。

さらに、市は、避難の指示等を行うに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

「避難指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。

1 避難指示を行う者

避難指示を発令すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

(1) 市町村長（災害対策基本法第60条）

(2) 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

(3) 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第29条〕）

(4) 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

(5) 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

2 市長の役割

市長は、大規模地震に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに避難指示を発令する。

3 知事の役割

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代わって避難指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

4 警察の役割

警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は市長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとることができる。

(1) 警察署長は、市長が発令する避難指示について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

(2) 県警は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難指示が発令された場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

5 海上保安官の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき又は市長から要請があったとき、若しくは市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるときは、船舶、乗組員、旅客、住民その他の者に対し、避難のための立ち退きの指示その他の必要な措置をとる。

6 自衛隊の役割

災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

第2 避難の措置と周知

避難指示を発令した者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。これらを解除したときも同様とする。

<東日本大震災の教訓>

1 周知内容

避難指示を発令する場合は、次の内容を明示して実施する。また、危険の切迫性に応じて避難指示の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難指示の理由
- (4) 避難経路その他必要な事項

2 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、おおむね次の方法によりその内容の周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難指示等の周知に当たっては、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

- (1) 防災行政無線及びコミュニティFM（エフエムなとり）
- (2) エリアメール・緊急速報メール
- (3) テレビの字幕放送（テロップ）
- (4) 市、県警、消防の広報車
- (5) ホームページ、ツイッター、市民向け登録制メール（なとり災害メール）等

3 関係機関の相互連絡

市、県、県警、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置をとった場合においては、相互に連絡通報する。

市長が避難指示を発令したとき又は他の実施責任者が避難指示を発令した旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

第3 避難誘導

1 避難誘導

住民等の避難誘導は、市職員、警察官、消防職員、消防団、自主防災組織等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）への円滑な誘導に努める。

誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、地震に伴う津波については、「津波災害対策編 第3章第12節 避難活動」を参照するものとする。

<災害対策基本法改正>

2 避難誘導者の安全確保

市は、消防職団員、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを

前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

また、市は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難指示等の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

3 地域や道路の事情に応じた対応

地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、市職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

第4 避難所の開設

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市は、津波や土砂災害等の危険性を十分配慮し、指定避難所を開設するとともに、住民に対し周知を図る。

市は、災害の規模にかんがみ必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努めるものとする。

1 指定避難所の開設

- (1) 市は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を開設する必要があるときは、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (2) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- (3) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知をするよう努めるものとする。
- (4) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
- (5) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

＜東日本大震災の教訓＞

2 避難所開設の連絡

- (1) 避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し、収容すべき住民を誘導保護するものとする。なお、自宅の被害状況から、自宅にとどまることが困難な場合や周辺に危険がある場合等は、避難所に避難する必要があるが、そうでない場合は必ずしも避難する必要がないことも合わせて周知する。
- (2) 避難所を開設したときは、市は直ちに次の事項を県に報告するものとする。
 - ア 避難所開設の日時及び場所
 - イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

＜東日本大震災の教訓＞

3 避難所の責任者及び避難所配置職員の配置

避難所を開設したときは、次のとおり避難所の管理責任者、避難所配置職員を配置し、避難所の管理と収容者の保護に当たるものとする。

(1) 管理責任者

健康福祉部長とする。

(2) 避難所配置職員

大規模地震発生時は、あらかじめ指定した避難所配置職員を配置する。指定された職員が対応できない場合は、民生班、教育部の職員から確保する。また、男女混合で配置するとともに、交代要員を確保する。

(3) 担当業務

- ア 避難人員の実態把握に関すること。
- イ 市災害対策本部との連絡調整に関すること。
- ウ 避難所開設の記録に関すること。
- エ その他

(4) 管理責任者及び避難所配置職員は、施設職員や自主防災組織等と協力して、避難所の管理と収容者の保護に当たるものとする。

＜東日本大震災の教訓＞

4 避難者の受入れ

市は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所の開設及び避難者の受入れを行う。受入れの手順は、おおむね次のとおりとする。

(1) 避難所施設の開設

- ア 避難所施設の安全確認
- イ 避難者収容スペースの決定：地区別、要配慮者スペース、更衣室の確保等
- ウ 避難所の設営：マット、毛布、ストーブ等の搬入

(2) 避難者の収容

- ア 避難者の受入れ：地区別に収容、受入れ時に要配慮者の把握
- イ 避難者数の把握
- ウ 本部への報告及び物資等の救援
- エ 避難者名簿の作成

5 仮設トイレの設置

上下水道施設が被災した場合や避難所に多くの避難者が避難することが予想される場合は、避難所等に仮設トイレ等、トイレの代替設備の設置を行う。仮設トイレについては、災害時応援協定事業所に依頼するとともに、不足する場合は、県に応援を要請し、できる限り早期に完了する。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。

東日本大震災における対応

仮設トイレの設置〔下水道班〕

3/11：東日本大震災発生

3/11 深夜：職員6名、業者15名で杜せきのした公園にマンホールトイレを8基設置
⇒これらのトイレは、3/17に汲み取りを行い撤収

3/12～：

- ・レンタル業者に仮設トイレを要請。民間トラックで仮設トイレを搬送
- ・県や企業から提供された仮設トイレ190基を十三塚公園に保管し、避難所や断水地域に配置
- ・仮設トイレの移動のため、クレーン付きトラックを手配
- ・仮設トイレの貯留量の確認、汲取り、清掃及びトイレトベーパーの補給を業者に委託
- ・仮設トイレの撤収について業者と調整のうえ依頼

第5 避難所の運営

<東日本大震災の教訓>

1 避難所の管理

(1) 避難所運営本部の設置

市は、施設の管理者、町内会及び自主防災組織、避難者等と避難所運営本部を結成し、避難所運営マニュアルに基づき協議・調整等を行い、避難所の運営を行うものとする。

避難所運営本部の構成員には、男女双方の視点に配慮できるよう、女性の参画の促進に努める。

(2) 相談窓口の設置

市は、避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

(3) ボランティアとの協力

避難所運営本部は、ボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう努める。

(4) 自治的な組織運営への移行

市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う体制に早期に移行できるよう、自主防災組織や町内会、避難者等が中心となった自主運営組織の立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(5) 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

市は、それぞれの避難所で受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。

(6) 避難所の集約・閉鎖

市は、ライフラインの復旧状況等から避難所の閉鎖時期について避難所の自主運営組織と協議を行い、決定事項について避難者に事前告知を行った上で、避難所の集約・閉鎖を行うものとする。また、自宅に被害のない避難者に対しては、ライフラインが復旧次第、帰宅を促すものとする。

＜東日本大震災の教訓＞

2 避難所での広報

市は、避難所において、避難者に対し行政情報を提供する。提供にあたっては、避難所運営本部を通じ、掲示板、チラシ・パンフレット、ポスター等を活用する。情報が正確に伝わるよう、なるべく紙媒体による広報に努める。

3 避難所の環境維持

(1) 良好な生活環境の維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 健康状態・衛生状態の把握

市は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

(3) 家庭動物への対応

市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

なお、詳細については、第3章「第16節 家庭動物の収容対策」を参照する。

(4) 感染症対策

市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

4 男女共同参画

(1) 避難所運営への女性の参画促進

市は、避難所の運営において、女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮す

る。

(2) 男女及び性的マイノリティ等のニーズの違いへの配慮

市は、避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ等のニーズの違いに配慮する。

特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、多様な生活者に配慮した物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭など多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(3) 女性・子ども等への配慮

市は、避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DV・虐待の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DV・虐待についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

5 運営参加者への配慮

市は、避難者が運営に参加する場合は、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

6 教職員による支援

(1) 小中学校等が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう市に協力する。この場合、管理者は、学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。

(2) 教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

7 外国人への配慮

市は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

8 避難行動要支援者の情報提供

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

9 ホームレスの受入れ

市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

10 家庭動物の受入れ

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難所状況等の把握に努める。

東日本大震災における対応

初期の避難者対応業務

- ・避難人数の確認、市への支援要請
- ・避難者名簿の作成
- ・簡易トイレの設置、プールからのトイレ用の水汲み（断水地域）
- ・市などからの食料・水、物資の搬入・配布
- ・支援物資の管理
- ・伝言板の設置
- ・市民への状況提供

入浴サービスの提供

- 3/11：東日本大震災発生
- 3/12：自衛隊に入浴サービスを打診（広域災害のため、自衛隊による入浴対応には限界あり）
- 3/12：市内の銭湯に協力要請（燃料不足で早期の開業は困難）
- 3/19～5/31：市内の銭湯の無料入場券を避難所に配布し、バスを手配して避難所から送迎
- 3/21～3/31：仙台カントリークラブからの風呂の提供（バスを手配して避難所から送迎）

第6 避難情報の発令等による広域避難

- 1 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- 2 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- 3 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第7 避難長期化への対処

- 1 自主運営組織による避難所運営
市は住民の避難が長期化した場合には高齢者、障がい者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、自主運営組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。
- 2 旅館やホテルへの移動、公営住宅等の活用
市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。

第8 帰宅困難者対策

地震により公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、市は、関係機関と連携して以下の帰宅困難者対策を行う。

1 適切な帰宅行動の誘導

(1) 帰宅行動に関する情報提供

市は、市民、企業、学校など関係機関に対して情報提供に努め、むやみに移動を開始せず、職場や学校等の施設内に留まるなどの適切な帰宅行動を促す。

(2) 企業及び学校等関係機関の対応

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒等を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

(3) 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、市や県警等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。

＜東日本大震災の教訓＞

2 帰宅困難者への情報提供

市及び県は、地震・津波に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送、防災行政無線、コミュニティFM（臨時災害FM）、ホームページ、ツイッター等を活用し、情報提供を行う。

第9 広域避難者への支援

- 1 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、協定締結市町村への受入れについては市が直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 2 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。
- 3 市は、避難所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第10 在宅避難者への支援

＜東日本大震災の教訓＞

1 生活支援の実施

市は、避難所における食料・物資が確保できた場合、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対しても、食料・物資の供給など生活支援を行う。

それらの支援は町内会や名取市社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。

また、市は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療福祉サ

ービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

2 避難所等での物資の供給

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、避難所等で物資の供給を行う。

3 支援体制の整備

市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。また、市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するよう努める。

第11 住民の安否確認

＜東日本大震災の教訓＞

1 避難者名簿の一元管理

市は、各避難所における避難者名簿及び町内会等が把握した在宅避難者を早期に集約・データベース化し、一元管理を行う。また、避難所で避難者を受入れる際には、避難者名簿の提供の要否について確認しておくものとする。

2 問合せ窓口の設置・対応

市は、市役所市民ホールに安否確認に係る問い合わせ窓口を設置し、安否の問合せがあった場合は、避難者名簿から確認して対応を行うものとする。

3 行方不明者の把握

住民基本台帳を使用して住民の安否を確認し、行方不明者の把握を行うものとする。

安否確認・避難者名簿の作成

東日本大震災における対応

3/11：東日本大震災発生

3/11 16時～：

- ・市民ホールで来庁者の案内していた市政情報課は、来庁者の伝言を市民ホールのパネルに掲示
- ・第5回本部会議（20時10分）で避難者名簿の作成徹底を指示し、各避難所で避難者名簿を作成

3/12 昼頃：

- ・市民ホールにパネルを搬入し、避難所の避難者数と各避難所の避難者名簿を掲示、空きスペースには、来庁者メッセージを掲示
- ・電話が通じるようになると、親戚や知人などから安否確認の電話が昼夜を問わず殺到。総務課では、手書きの避難者名簿により回答。並行して避難者名簿のデータ入力（エクセルの入力作業）を実施

3/14：

- ・50音順名簿を市役所市民ホールと避難所に掲示
- ・安否確認は、1階安否確認コーナーで対応していたが、5月2日から市政情報課事務室に移動

■資料編

- ・指定避難所、指定緊急避難場所一覧

第13節 応急仮設住宅等の確保

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

2 実施担当

対策活動	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理	建築班、民生班、県
第2 公営住宅の活用等	建築班、民生班、県
第3 民間賃貸住宅の活用等	建築班、民生班、県
第4 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備	民生班、県
第5 住宅の応急修理	民生班、県
第6 被災者への情報提供	民生班、県

第1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理

1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備

(1) 県の対応

県は、災害救助法を適用した場合において、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備が必要と認めたときは、協定に基づき(社)プレハブ建築協会や宮城県木造応急仮設住宅建設協議会の協力を得て速やかに整備する。

(2) 市の対応

市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に当たり、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合において、県からの委任を受け、市自ら整備する。

2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営

(1) 管理体制

県は応急仮設住宅（建設型応急住宅）の適切な管理運営を行うものとするが、状況に応じて、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の所在地である市町村に管理を委任する。市町村長に委任した場合は、知事と市長との間で、管理委託契約を締結する。

(2) 維持管理上の配慮事項

県及び市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、県警との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや愛玩動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を

得ながら、応急仮設住宅（建設型応急住宅）入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

（3）運営上の配慮事項

運営に当たっては、以下の対応に努める。

- ア 安心・安全の確保に配慮した対応
 - ・ 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
 - ・ 街灯や夜間照明等の工夫
- イ ストレス軽減、心のケア等のための対応
 - ・ 交流の場づくり
 - ・ 生きがいの創出
 - ・ 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
 - ・ 保健師等による巡回相談
 - ・ 女性専用相談窓口の設置，男性に対する相談体制の整備
- ウ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等
 - ・ 集会所の設置
 - ・ 相互情報交換の支援
 - ・ 窓口の一元化
- エ 女性の参画の推進と生活者の意見反映
 - ・ 運営における女性の参画推進
 - ・ 生活者の意見集約と反映

第2 公営住宅の活用等

市及び県は、一時的な居住の場として、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。

第3 民間賃貸住宅の活用等

県は、災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となることから、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、応急仮設住宅（建設型応急住宅）を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

＜東日本大震災の教訓＞

市は、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与が必要と認められる場合は、県に依頼するとともに、不動産関係団体等の協議を行うものとする。

また、借り上げ住宅等の情報については、被災者に対して積極的に提供する。

第4 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備

市は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の

保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築などの支援体制を整備する。支援に当たっては適切な対応が図られるよう、情報の共有化など、関係機関・団体と連携して取り組む。

第5 住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用された災害により、住家が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所に加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

1 対象

大規模半壊又は半壊し、そのままでは当面の、日常生活を営むことができない住家で自らの資力をもってしては修理することができない者（半壊の場合は所得制限あり。）。

なお、全壊の場合でも、応急修理により居住が可能となる場合は対象となる。

2 修理の範囲

居室、炊事場、便所等のように日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的修理に限られる（限度額あり。限度額を超えた費用は自己負担となる。）。

3 修理の期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

第6 被災者への情報提供

1 相談の受け付け

市は、被災者の被災程度の把握や住宅の復旧相談、仮設住宅等の相談に対応する。

2 支援制度に関する情報提供

県は、応急仮設住宅等への居住についての支援制度について、早い段階で全体像を被災者に示すとともに、被災者に分かりやすく伝えるための方策について検討する。

■資料編

- ・公営住宅一覧

第14節 相談活動

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害時において、各種問い合わせ、市民等からの身近な相談や要望に対応するため、相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

2 実施担当

対策活動	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 総合案内窓口の設置	総務班、各部各班
第2 コールセンターの設置	総務班

第1 総合案内窓口の設置

＜東日本大震災の教訓＞

1 総合案内窓口の役割

総合案内窓口では、市民等からの相談等に的確に対応するよう努める。

なお、専門性を要する相談等にあつては、内容に応じ、適切な窓口に取り次ぐなど、市民等の要請に対応する。

2 総合案内窓口の設置

(1) 総務班は、災害発生後、速やかに総合案内窓口を設置する。

(2) 各班は、必要に応じ相談窓口を設置する。

(3) 相談業務は、関係各班の相談窓口、関係機関と連携し、即時及び効果的な対応に努める。

3 相談窓口の周知

(1) 各班で相談窓口を設置したときは、総務班に報告する。

(2) 市は、相談窓口の設置について、市ホームページやマスコミ報道等を活用し、広く市民に周知する。

4 相談内容の取りまとめ及び情報共有

各相談担当者は相談内容等を記録するものとし、総務班で取りまとめる。

また、応急対策全般についての住民の意見は、関係各班と情報を共有し、対策に反映していくものとする。

5 関係機関との連携

必要に応じ、県又は防災関係機関の相談窓口などの利用を紹介・案内し、住民の不安等の早期の軽減に努める。

第2 コールセンターの設置

＜東日本大震災の教訓＞

災害発生後、市民等からの問い合わせ等に対応するため、総務班を中心にコールセンターを設置し、対応する。

第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

◆基本事項

1 目的

大規模地震災害発生時には、特に要配慮者に対するさまざまな応急対策が必要となる。

このため、県、市、防災関係機関及び社会福祉団体は、必要な諸施策について速やかに実施する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 高齢者・障がい者等への支援活動	社会福祉課、こども支援課、保健センター、介護長寿課、社会福祉施設	民生班、医療防疫班、社会福祉施設
第2 外国人への支援活動	なとりの魅力創生課	広報・情報班
第3 旅行者への支援活動	県	県

第1 高齢者・障がい者等への支援活動

<災害対策基本法改正>

災害時には、高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児などの要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

1 安全確保

(1) 社会福祉施設等在所者

施設管理者は、入所者、従事者等の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

<東日本大震災の教訓>

(2) 社会福祉施設等以外の要配慮者

市は、在宅の要配慮者の安否確認を、名取市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会等の自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。避難所に避難した要配慮者については、避難所受入れの際に把握する。

2 支援体制の確立と実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

市は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急支援を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

また、必要に応じて県に状況を伝達し関係機関との調整や支援を求める。

<東日本大震災の教訓>

(2) 緊急支援

ア 福祉ニーズの把握と支援の実施

市（民生班）は、各避難所等を巡回し、要配慮者の把握及び福祉ニーズを把握し、要配慮者の状態に応じて、病院（入院）、福祉施設（入所）、福祉避難所での生活を促す等、適切に対応する。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティア含む）を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施する。

また、必要に応じて県に状況を伝達し関係機関との調整や支援を求める。

イ 受け入れ可能施設の把握

市は、関係機関と連携し、災害時応援協定を締結している社会福祉施設の被災状況や受け入れ可能状況等を確認し、被災による要配慮者の受け入れ可能な社会福祉施設等を把握する。また、必要に応じて県に状況を伝達し支援を求める。

ウ 多様な避難所の確保

市は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

エ 相互協力体制

市は、名取市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

(3) 避難所での支援

ア 支援体制の確立

市は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じ手話通訳者などによる支援体制を確立する。特に、障がい者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

イ 健康状態への配慮

アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

ウ 専門職による相談対応

県及び市は、被災地及び避難所における要配慮者等に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

(4) 災害派遣福祉チームの活動

高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて

派遣された災害派遣福祉チームは、市町村の指示のもと、ボランティア関係団体などと連携し、活動を行う。

(5) 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障がい者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。

また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

要配慮者対策〔民生班〕	東日本大震災における対応
3/11：東日本大震災発生	
3/11：協定先である社会福祉施設に職員を派遣し、要配慮者の受入れを依頼	
3/11～4月上旬	
・ 早期に避難所を巡回し、避難所で生活する要配慮者を把握。軽度の者は保健センターに、避難生活が困難なものは社会福祉施設に搬送	
・ 市への相談、救急や病院からの要請、ケアマネージャーからの相談（単身で生活困難）等に基づき、社会福祉施設に受け入れを要請	
・ 3月末から保健センターにいる要介護者の介護のため、名取市社会福祉協議会のヘルパーを派遣	
3月中旬～4月中旬：	
・ 薬がなく悪化しそうな認知症高齢者や精神患者を精神科に受診同行	

第2 外国人への支援活動

市は、次のとおり災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

また、市は、把握している在住外国人の現状やニーズを基に必要な対策を講じる。

1 被災状況の確認

市は、地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。外国人の被災が確認された場合は、直ちに県に対し連絡するものとする。

2 情報伝達

(1) 市は、ラジオ・インターネット等を活用し、多言語による災害情報を提供し外国人の不安の解消を図る。また、必要に応じて県に状況を伝達し支援を求める。

(2) 市は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による多言語での掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。

3 通訳者・語学ボランティアの派遣要請

市は、県又は宮城県国際交流協会、地域の国際交流団体等に対し通訳者・語学ボランティアの派遣等による支援を依頼する。

4 他機関からの照会

市は、在日外国大使館や日本赤十字社等から在住外国人の安否確認について、県から照会があった場合、安否確認を行い連絡するものとする。

5 相談の受付け

市は、宮城県国際交流協会、地域の国際交流団体等と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。また、必要に応じて県に状況を伝達し関係機関との調整や支援を求める。

第3 旅行者への支援活動

県は、災害時の旅行者の被災状況について、日本旅行業協会東北支部及び全国旅行業協会宮城県支部から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

また、旅行者向けの宿泊情報や交通情報等を様々な言語や方法により県の施設やホームページ、観光地、主要ターミナルへ掲示し情報提供を行う。

第16節 家庭動物の収容対策

◆基本事項

1 目的

大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会等関係団体に協力を要請し、被災動物の救護や応急措置を講じる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 被災地域における動物の保護	環境共創課、県、獣医師会等関係団体	環境班、県、獣医師会等関係団体
第2 避難所における動物の適正な飼育	環境共創課、県、獣医師会等関係団体	環境班、県、獣医師会等関係団体
第3 仮設住宅における動物の適正な飼育	—	民生班、県、獣医師会等関係団体

第1 被災地域における動物の保護

1 所有者の確認

飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、所有者の発見に努める。

2 負傷動物への対応

負傷動物を発見したときは、獣医師会や動物愛護ボランティアと連携し、治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

3 家庭動物の一時預かり要望への対応

飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への対応に努める。

第2 避難所における動物の適正な飼育

市は、県と協力し避難所において、飼い主とともに避難した動物の飼育スペースの確保や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。

1 避難所での動物の飼育状況の把握及び災害時応援協定に基づく獣医師会等関係団体への依頼要請

2 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整

3 県への連絡調整及び支援要請

4 国（環境省）への連絡調整及び支援要請

第3 仮設住宅における動物の適正な飼育

市は、県、獣医師会等関係団体と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入に配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害時における市民の基本的な生活を確保するため、食料、飲料水及び生活必需品について、被災者の要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、暑さ・寒さ対策としての空調など、被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

2 実施担当

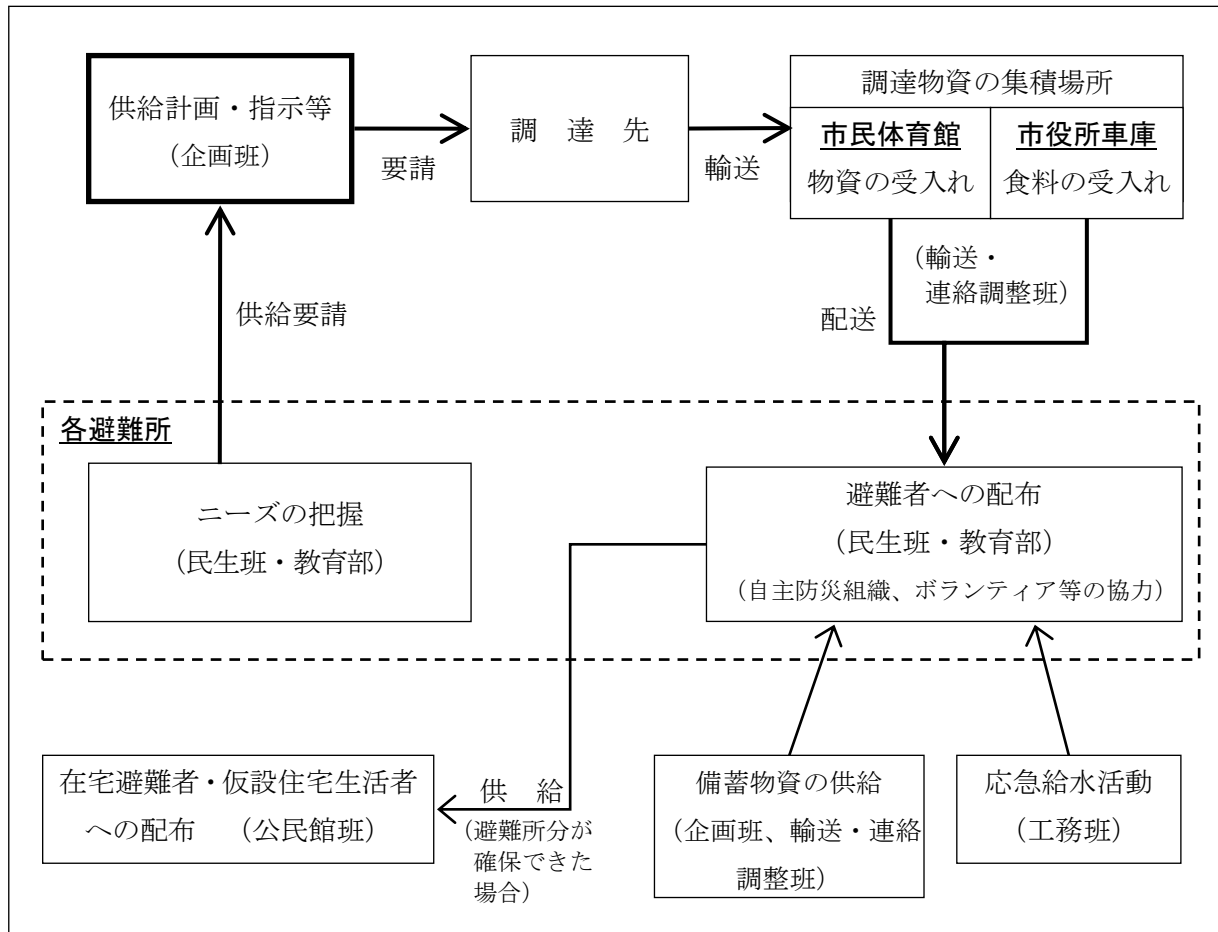
対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 食料・物資等調達体制の整備	政策企画課、市民協働課、税務課、議会事務局	企画班、輸送・連絡調整班
第2 食料	政策企画課、市民協働課、税務課、社会福祉課	企画班、輸送・連絡調整班、民生班、教育部
第3 飲料水	水道事業所	工務班
第4 生活物資	政策企画課、市民協働課、社会福祉課、文化・スポーツ課、税務課	企画班、輸送・連絡調整班、民生班、教育部
第5 物資の輸送体制	税務課、議会事務局	輸送・連絡調整班
第6 義援物資の受入れ、配分	政策企画課、市民協働課	企画班、輸送・連絡調整班、民生班、教育部
第7 燃料の調達・供給	商工観光課	商工班

第1 食料・物資等調達体制の整備

食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給体制は、次のとおりとする。

■食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給体制

<東日本大震災の教訓> ■食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給体制



1 調達計画の立案

市は、食料・物資の不良在庫を抑制するため、在庫状況を早期より正確に把握し、不要な物資の調達の抑制や、今後不足すると予想される物資（冬にむかう前の暖房機など）について、早期の調達計画の立案に努める。

2 流通在庫備蓄の活用

市は、次の手順により食料、飲料水及び生活必需品等を迅速に調達し供給する。

(1) 協定締結事業者への要請

被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、協定等を締結している事業者等に対し、文書又は口頭により物資の調達要請を行う。

(2) 県への要請

市内業者の流通在庫備蓄状況を把握し、必要と認めた場合は、県に対して応援を要請し、県があらかじめ締結している協定に基づき調達を行う。

■避難生活で必要なもの

種 類	品 目	
食料	米穀（米飯を含む）、パン、アルファ米、粉ミルク、飲料水等	
生活必需品	寝具	毛布、簡易ベッド等
	衣料品	作業着、下着（上下）、靴下、運動靴等
	炊事用具	鍋、釜、やかん、包丁、缶切等
	食器	箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等
	日用品	石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、マスク、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、化粧品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ（乳幼児用、介護用）、おしりふき等
	光熱材料	ローソク、マッチ、懐中電灯・乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ、燃料等
	その他	ビニールシート、間仕切り、段ボール、簡易トイレ、仮設トイレ、洗濯機、ストーブ、扇風機等

3 県によるプッシュ型の物資提供

県は、市町村における備蓄物資等が不足することが想定され、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに、市町村に対する物資の確保及び輸送を行う。

4 積雪寒冷地特有の課題への対応

積雪寒冷地においては、積雪や凍結等により、物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮する。

第2 食料

1 食料の調達・供給

市は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。

2 炊出しの実施

<東日本大震災の教訓>

- (1) 炊出しに関する調整は、民生班とする。
- (2) 炊き出し等の実施にあたって、民生班及び他の市職員による対応では要員が不足する場合には、日赤宮城県支部、ボランティア等の協力を得て作業を実施する。
- (3) 炊出し現場に民生班員を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。
- (4) 市において直接炊出しすることが困難な場合、又は米飯業者等に注文することが実情に即すると認められる場合は、炊出しの基準等を明示し、業者から購入し配給する。
- (5) 自主防災組織による炊き出しの応援協力を依頼する。

(6) 早期に弁当による食料の配布に切り替えられるよう、業者等の被災状況を確認し、弁当の手配を行うものとする。

3 食料の受給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の受給対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全半壊(焼)、流失又は床上浸水等のため炊事のできない者
- (3) その他食料品をそう失し、炊出しの必要があると認められる者

4 調達、救援食料の集積場所

調達食料及び救援食料の集積場所は、次のとおり定めておくものとする。

<東日本大震災の教訓>

■調達物資の集積場所

施設名	所在地	電 話	受入れる物資の種類	担当
名取市役所 車庫	名取市増田 字柳田 80	022-384-2111	・食料	企画班、輸送・連絡 調整班
市民体育館	名取市増田 字柳田 250	022-384-3161	・物資 ・賞味期限の長いもの や大量の食料	企画班、輸送・連絡 調整班

5 供給方法

(1) 避難所での配分担当等

配分班長は、数量等を把握し、適切な配分を期するものとする。

また、各応急対策従事者の責任者に対し、所要数量を配分するものとする。

(2) 期間

炊出しその他による食品の提供を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(3) 炊出しの協力団体

炊出しは、必要に応じ婦人防火クラブ等の協力団体に協力を求めるものとする。

(4) 緊急炊き出しの要請

市は、大規模災害発生時に、協定等の締結事業者等の被災や物流の停止により、食料支援要請に伴う食料調達が困難な場合、又は国や他市町村からの食料調達に時間を要する場合は、県を通じて自衛隊に対し緊急炊き出しの協力要請を行い、食料の供給に努める。

第3 飲料水

水道事業所は、地震のため水道施設の破損等により飲料水が得られない場合、最小限度必要な飲料水を確保、供給し、被災者の保護を図る。

1 給水担当等

- (1) 給水担当は水道事業所とする。
- (2) 応急給水等を実施するため、給水班等を編成するものとする。

2 給水対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができない被災者とする。また、避難所・医療機関等の重要施設への給水確保について考慮する。

3 給水量

緊急時における飲料水の供給は、最少1人1日3リットルを目標とする。

4 給水期間

災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

5 給水方法

(1) 給水は、原則として給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による運搬給水方式で行う。

(2) 被災地区に対する搬送給水は、迅速かつ的確に行うものとする。

(3) 医療機関・福祉施設等への給水

病院、診療所、重症重度心身障害児・者施設及び特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水は、緊急な要請があった場合、車両等により給水を行う。

6 給水場所

応急給水は、緊急時用貯水施設や配水池等の応急給水拠点による給水の他、給水所を指定し、給水車等による運搬給水を行う。

応急給水の実施〔災対水道部〕

東日本大震災における対応

3/11：東日本大震災発生

3/11：配水池の流量監視の通報から、応急給水が必要なエリアを把握

3/11夜：総務部、民生部等の協力により、大量の水袋を用意

3/12～：

- ・名取市指定店会や自衛隊、他自治体の協力を得て応急給水を実施

- ・マスメディア及び広報車により、応急給水の広報を実施

- ・津波被災地域での作業従事者や現地（被災地）に戻っている人のため、閑上小学校・公民館・小塚原南集会所などに給水タンクを設置

第4 生活物資

1 支給品目

(1) 寝具

(2) 衣料品

(3) 炊事用具

(4) 食器

(5) 日用品

(6) 光熱材料

(7) 緊急用燃料

(8) その他

2 物資の調達・供給

(1) 調達方法

ア 関係業者等への要請

あらかじめ協定を締結した市内業者に対して、物資供給の協力要請を行う。

イ 広域的な調達

市内関係業者が被害を受けた場合、または甚大な被害を受けたことにより、市が自ら生活必需品を調達・供給することが困難な場合は、広域応援協定を締結している市町村や、県、厚生労働省、その他の関係機関に協力を要請する。

ウ 県による調達・供給

(ア) 県は、大規模かつ広域的な被害が生じ、かつ、市町村から要請があった場合は、必要に応じ事前に協定を締結している民間団体との連携により、直接被災市町村に対し供給を行う。

(イ) 県は、災害救助法を適用し、被災者の生活を確保するために、衣料品、寝具その他生活必需品の供与を必要と認めた場合は、備蓄物資又は自ら調達した物資を被災者に対し供給する。

＜東日本大震災の教訓＞

(2) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、市民体育館、名取市役所車庫のほか、民間倉庫、高館体育館、避難所になっていない公民館ホールとする。

＜東日本大震災の教訓＞

3 提供の方法

(1) 企画班長は、衣料品、生活必需品等を提供する必要があると認める被災者を調査し、救助物資配分計画を速やかに作成するものとする。

(2) 救助物資配分計画は、被害の状況、被災者の状況に即して、次の事項に配慮して作成するものとする。なお、供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

ア 救助物資を必要とする被災者名及び避難所あるいは居住地

イ 救助物資を必要とする被災者数

ウ 被災者中の要配慮者数

エ 必要な救助物資の品名、数量

4 日本赤十字社宮城県支部の活動

日本赤十字社宮城県支部は、緊急に必要とされる救援物資として毛布、携帯ラジオなどが入った緊急セット、キャンピングマットなどが入った安眠セットを備蓄し、被災者のニーズに応じて、遅滞なく配分する。また、県内の備蓄分で不足する場合は、日本赤十字社各都道府県支部の在庫を調整し、配分する。

なお、配分に当たっては、県や市、防災ボランティア等の協力も得ながら行う。

第5 物資の輸送体制

1 市は、協定締結団体や民間輸送事業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。

2 輸送事業者等は、指定した、物資等の受け取り場所から引渡し場所までの物資の輸送を行うとともに、引渡しを行う。

3 市は、市民体育館を物資拠点として利用する。また、必要に応じ県があらかじめ、倉庫協会やトラック協会などと締結した協定に基づき、専門倉庫を物資拠点として利用するとともに、フォークリフト等の専用機材の提供、さらに、倉庫管理や輸送業務実施への支援につい

て県を通じて得る。

第6 義援物資の受入れ、配分

＜東日本大震災の教訓＞

1 義援物資の受入れ

(1) 市は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、関係機関が相互に連携を図りながら直ちに義援物資受入れ窓口を設置し、義援物資の募集及び受け入れを開始する。

(2) 義援物資の募集に当たっては、ホームページへの掲載やＬアラート（災害情報共有システム）等により、義援物資の募集・受入れ方法等について広報・周知を図る。

なお、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握してリストを作成し、必要な物資について積極的な情報発信を行う。また、避難所等の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するよう努める。併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

(3) 支援物資の受入れに当たっては、(仮称)支援物資受入簿を作成する。その際、寄付又は貸与等の種別について記録し、物資の管理を行うものとする。また、(仮称)支援物資受入簿についてはリスト化し、災害対応の概ね終了した後に礼状の送付を行うものとする。

(4) 日本郵便株式会社東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社宮城県支部、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金が免除される。

2 義援物資配分

(1) 義援物資の配分に当たっては、県、市など関係機関との間で調整を行い、速やかかつ適切に配分する。

なお、義援物資の仕分け、配付に当たっては、必要に応じてボランティア団体等の協力も得ながら行う。

(2) 市は、必要配分数量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配付作業に当たるボランティア団体等に情報提供を行う。

(3) 義援物資の配送・管理に当たっては、宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請し、資機材や人材、ノウハウ等を活用することで、的確に行う。

第7 燃料の調達・供給

＜東日本大震災の教訓＞

1 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時に応急対策の実施及び市民生活の維持や必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、平成16年6月に名取市防災安全協会と締結した「災害時における名取市と名取市危険物安全協会加盟給油所間の協力に関する覚書」の活用、必要に応じた県及び国等への確保要請などにより、燃料の供給を図る。また、被災状況の程度に応じて国等へ緊急用燃料の確保を要請し、市民生活の維持に努める。

2 重要施設への供給

市は、災害発生時においても、その機能を維持する必要がある病院などの重要施設については、必要量の情報収集とあらかじめ想定された必要量の供給に努める。

3 災害応急対策車両への供給

市は、災害発生時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。

また、県、市及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

4 市民への広報

市は、燃料類の供給見通し等について、市民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

第18節 防疫・保健衛生活動

◆基本事項

1 目的

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症に対し抵抗力が低下するなどの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 防疫	保健センター、環境共創課	医療防疫班、環境班
第2 保健対策	保健センター、県	医療防疫班、県
第3 食品衛生対策	保健センター、県	医療防疫班、県

第1 防 疫

市は、県の指導に基づき、次の点に留意して、災害防疫活動を実施する。

1 感染症の予防

- (1) 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- (2) 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- (3) 必要に応じ、殺鼠剤や殺虫剤等を確保し、害虫等の発生抑制に努める。
- (4) 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- (5) 必要に応じ、県を通じて自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。
- (6) 感染症予防等の措置

市は、感染症の予防及びまん延防止のため、隔離室の設置、医師会等との連携、消毒薬の配布等を行い、防疫に努める。

2 感染症発生時の対応

- (1) 市は医療機関と連携して疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。また、必要に応じ、県に支援を要請する。
- (2) 県は、感染症指定医療機関等の収容先を確保し、搬送する。

3 防疫用資器材等の確保

市は、消毒薬その他感染症対策資材や防疫要員の確保に努め、必要に応じ、県に支援を要請する。

第2 保健対策

1 健康調査、健康相談

(1) 保健指導及び健康相談の実施

市は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的

に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等と併せて、総合的な対応を図るよう努める。

(2) 避難所や仮設住宅での配慮

市は、健康相談等について、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。

特に高齢者は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供する等、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

＜東日本大震災の教訓＞

(3) 医療体制の確保

市は、医師会等と連携し、透析患者、高血圧、糖尿病などの慢性疾患患者や、ガンや心筋梗塞などの患者の医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事など栄養指導を実施する。

2 メンタルヘルスケア（精神保健相談）

＜東日本大震災の教訓＞

(1) メンタルヘルスケアの実施

被災地、特に避難所においては、地震・津波の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動、災害対応業務等に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、県（保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センターが中心となる）及び市は、県の精神科医や他の精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、被災者だけでなく、行政関係者、ボランティア等に対してもメンタルヘルスケアを実施する。

(2) メンタルヘルスケアの実施体制の確保

県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じ、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対し、災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求める。

また県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

(3) メンタルヘルスケアの継続

市は、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、県の協力を得てメンタルヘルスケアを長期的に実施する。

3 栄養調査、栄養相談

市は、県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、食料調達担当との連携による栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

4 歯科

避難が長期にわたる場合など、不慣れな生活環境やストレスにより歯科衛生が損なわれることがあることから、市は協定に基づき名取市歯科医師懇話会に協力を求め臨時診療所を設けるなど、避難者の健康維持に努める。

第3 食品衛生対策

1 食中毒の未然防止

(1) 市は、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）岩沼支所と連携を図りながら、食品衛生監視員等を避難所に派遣し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導する。

(2) 市は、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）岩沼支所と連携を図りながら、食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、食品の配送等における衛生確保について指導する。

2 食中毒発生時の対応

市は、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）岩沼支所と連携を図りながら、食品衛生監視員を派遣し、原因施設の調査、食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。

3 食品衛生に関する広報

市は県と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

4 支援要請

市は必要に応じ、県に対して食品衛生監視員の派遣を要請する。

防疫・保健衛生対応〔保健センター〕

東日本大震災における対応

3/11：東日本大震災発生

3/15：避難所にポスターを掲示し、感染症予防として、うがい・手洗い、換気・清掃を、エコノミークラス症候群対策として健康体操を励行

3/20：歯科医による指導開始

3/25～6/2：保健師（応援職員）を避難所に配置し、健康管理の実施

3/26～5/27：13日から継続していた医師の巡回診療の規模を縮小して実施

4/7：空気清浄器、加湿器、室内用スリッパを確保し、避難所に配布

4/7：館腰小学校でインフルエンザが集団発生。医師が対応し、13日に鎮静

5月：庁内各課、各種団体と連携し、仮設住宅の健康相談、家庭訪問、運動指導等を開始

第19節 遺体等の搜索・処置・埋葬

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波による火災・建物倒壊などで死者、行方不明者が生じた場合は、防災関係機関の連携により、これらの搜索、処置を速やかに行う。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 行方不明者等の搜索	消防本部、県警、建設業者、宮城海上保安部	消防班、土木班、消防機関、自衛隊、県警、建設業者、宮城海上保安部
第2 遺体の処置、収容	県警	環境班、自衛隊、県警
第3 遺体の火葬、埋葬	環境共創課、市民課	環境班

第1 行方不明者等の搜索

- 市は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。
- 県警及び防災関係機関は、検視（死体見分）、身元確認（歯牙の調査）、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。
- 宮城海上保安部は、海上において、行方不明者等の情報を入手し必要と認めたときは、巡視船艇、航空機により搜索を行う。

行方不明者の搜索の流れ〔窓口：産業部、搜索：消防部等〕

東日本大震災における対応

3/11：東日本大震災発生
3/12：産業部は、検視場所（増田体育館）に隣接するあけぼの保育所に行方不明者届出窓口を設置し、受付を開始した
3/14：自衛隊の主導で、自衛隊・消防部・緊急消防援助隊・県警が担当エリアを決めて搜索活動
3/15：空港ボウルに行方不明者の搜索依頼の受付窓口を開設
3/19～4/11：自衛隊の指揮で地元潜水業者と25t クレーンで貞山運河の搜索。閉上・下増田地区で、自衛隊、消防、県警による3度のローラー作戦
5/23～：県警により田や貞山運河の搜索、市では重機の提供に協力
H24.4：全国からダイバーを集め、ロングアームの重機、音波探査機等を用いた水中の徹底搜索

関連事項

地震当日18時～：土木班により、閉上地区への道路啓開作業
3/13：津波注意報が解除され、国交省が大型排水ポンプを設置 ⇒ 水位を下げた
3/15：農水省が閉上排水機場に2機の排水ポンプを設置、自衛隊は農家から小型排水ポンプを集めて排水作業

第2 遺体の処置、収容

<東日本大震災の教訓>

- 市は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）

及び検案場所を設置する。

- 2 県警、宮城海上保安部は、警察官、海上保安官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視（死体見分）を行う。
- 3 市は、警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視（死体見分）又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び県警で検視（死体見分）を実施した遺体の数を把握し、災害の犠牲者を逐次把握する。
- 4 市は、県が宮城県葬祭業協同組合及び宮城県 JA 葬祭事業運営協議会と締結した「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」に基づき、遺体の保管について必要な棺やドライアイス等を県に要請し確保する。

東日本大震災における対応

遺体検視の流れ〔クリーン対策課を中心に産業部が実施〕

3/11：東日本大震災発生
3/11：検視場所を増田体育館に決定し、発電機及び灯光器、ブルーシートを準備
3/12 早朝：県警、医師が到着し、検視態勢が整う。職員による遺体搬入の対応
3/12：葬祭業者に安置への協力・納棺士の手配を要請し、葬祭用品の卸問屋にて棺桶 500 以上
を買い付けるとともに、白布を調達
3/13：葬祭会館に安置への協力依頼。遺体の搬送は自衛隊に要請
3/14：遺体安置所は、増田体育館だけでは対応困難となり、空港ボウルを指定（政策企画課に
よる貸借契約）。新たな検視場所として県立看護学校を借用
3/14 午後：空港ボウルと県立看護学校の設営
3/15～：遺体安置所を空港ボウルに開設
3/12～24：増田体育館及び看護学校において県・市職員が遺体回りの下働きに従事
3/21：葬祭会館にてスペースが不足し、仙台市の会館に搬送
3/24～：増田体育館を閉鎖し、警察学校で検視を開始
4/30：空港ボウルの遺体安置所を閉鎖
5/1～：隣接空き店舗を遺体安置所に定める
6/1～：検視は警察署車庫にて実施

第3 遺体の火葬、埋葬

- 1 市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族が不明の場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。
- 2 市は、遺体の処置については、斎場、棺等関連する情報を速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施する。

なお、遺体については、その衛生状態に配慮するとともに、取扱いについては、遺族の心情を十分配慮する。

- 3 市は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。

(1) 被災状況の報告

市は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

(2) 広域火葬の要請

市は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。

(3) 火葬場との調整

市は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りをを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

(4) 遺族への説明

市は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

(5) 広域火葬の終了

イ 市は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。

ロ 市は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

(6) 一時的な埋葬について

市は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定により、事務を行うこと。

4 市は、身元の判明しない遺骨及び所持品等について、公営墓地または寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

5 市は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

東日本大震災における対応

遺体の埋火葬の流れ〔クリーン対策課を中心に産業部が実施〕

3/11：東日本大震災発生

3/12：市内の斎場が津波で被災したため、上山市、仙台市に火葬の協力を求め、了承を得る

3/13：市民課が埋火葬許可証の発行窓口をあけぼの保育所に開設

3/14：斎場の仮復旧を手配

3/15：市民課が埋火葬許可証の発行窓口を空港ボウルに開設

3/25：斎場を仮復旧し、2炉×3体を火葬

3/25：空港ボウルに安置された身元不明遺体が傷み始め、仮埋葬（土葬）の告知を開始

⇒3/25 午後：東京都から火葬受入れの文書が届き、調整を開始（東京都の協力により、土葬を回避）

6/1～：遺骨は市内の寺院において身元判明まで安置

第20節 廃棄物処理活動

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害時には、建築物の倒壊、火災等によって大量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 災害廃棄物の処理	環境共創課	環境班
第2 処理体制	環境共創課、下水道課	環境班、下水道班
第3 処理方法	環境共創課	環境班
第4 推進方策	環境共創課	環境班

第1 災害廃棄物の処理

- 市は、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。
- 県は、災害廃棄物の処理について、適切な処理処分方法を市に助言するとともに、必要に応じて広域処理の調整を行う。
- 市又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。
- 市及び県又は事業者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第2 処理体制

- 県は、発災直後から、市町村を通じて、一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要性、生活ごみの発生量見込み、建築被害とがれきの発生量見込み等について情報収集を行う。
- 市は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、名取市社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- 市は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。
- 県は、市から要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに支援活動の調整を行う、また、県域を越える対応が必要と認める場合は、「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、他の都道府県等に対して応援を求めるほか、環境省に対して支援を要請する。

- 5 東北地方環境事務所は、災害廃棄物の処理状況の把握を行い、処理・処分に必要な資機材等の広域的な支援要請や調整に努める。

第3 処理方法

- 1 市民は、廃棄物を分別して排出するなど、市の廃棄物処理活動に協力する。
- 2 市は、避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講じる。

(1) ごみ処理

市は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、可能な限り早急に収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

(2) 災害廃棄物

ア 市は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、大量のがれきを集積・保管できる仮置場の十分な確保を図るとともに、処理ルート of 確保を図る。

イ 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

ウ がれきの処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

(3) し尿処理

ア 市は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。

なお、仮設トイレの設置については、第3章 第12節「第4 避難所の開設」を参照する。

イ 県は、市と連携して避難所などでし尿が滞りなく処理されているかを調査し、能動的に支援が行える体制を構築する。

ウ 市は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、避難者数の推移を見ながら仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

- 3 事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境汚染の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

第4 推進方策

- 1 県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関と緊密に連携し、市町村支援を実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する。
- 2 市は、県と連携して建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

がれき障害物仮置場の管理について

東日本大震災における対応

集積場所の確保及び収集したがれきを円滑に処理するため、他市町村からのがれきの搬入を防ぐ必要がある。そのため、障害物仮置場への搬入車両を許可制にするとともに、警備員を配置し、対応した。

がれき・障害物の処理〔土木班が自衛隊等の協力を得て実施〕

東日本大震災における対応

3/11：東日本大震災発生

3/11 夜：がれき置場として広浦と小塚原の共有地、十三塚公園を確保
作業にあたって、災害応援協定に基づき8社と業務委託契約

3/22～：閑上への車両通行を許可制とした。車のレッカー、家財持出しの希望者は本人確認の上、建設課において、被災地車両通行許可証を発行（下増田は通行制限せず）

3/22：市災害ゴミ処理計画を策定。閑上海岸、小塚原共有地、十三塚公園を仮置場に指定し、ホームページ等で周知

3/25：津波被災地域の家屋等撤去に関するお知らせをホームページ、公民館、避難所に周知。
家屋等撤去依頼書により同意をとり、無償で解体（窓口：建設課）

4/4～：閑上、下増田の12地区のがれき撤去を開始（窓口 閑上：建設課、下増田：道路公園課）

4/5～：閑上3～6丁目の家屋等のがれき撤去を開始（窓口：建設課）

4/11～：北釜地区内の家屋等のがれき撤去を開始（窓口：建設課）

4/11：

- ・津波により被災した自動車等の取扱いについて周知（津波により被災した2,000台以上の自動車を、災害対策基本法64条に基づき、所有者に代わって市長が撤去し一時保管。自力撤去可能な方は各自撤去を依頼（窓口：道路公園課））
- ・被災車両の撤去は県に委託したが、仮置場の借地や柵の設置を道路公園課が実施

5/9：流出自動車の移動に関する掲示を行い、移動を開始

その他事項

4/27：農地内のがれき撤去は、市から県に委託し、県事業で実施

4～11月：船舶の解体・撤去は県で実施。商工観光課は、漁協の協力により、所有者、解体等の確認を実施

7月～：

- ・津波被災地以外の家屋等の解体撤去を周知し、申し込みにより順次無償で解体（窓口：クリーン対策課）
- ・閑上、小塚原の仮置場から火災が発生（原因は、雨で石灰が発火し布団に燃え移る等）したため、消防が夜間のパトロールを強化

各担当窓口

- | | |
|--------------|------------|
| ・建設課：宅地内のがれき | ・道路公園課：車両等 |
| ・農政課：農地内のがれき | ・商工水産課：船舶 |

第21節 社会秩序維持活動

◆基本事項

1 目的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模地震・津波災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため県、市及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて、物価監視等を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 被災地の治安維持	県警、防災安全課、	県警、総務班
第2 県警の活動	県警	県警
第3 生活必需品の物価監視	県、東北経済産業局、防災安全課、商工観光課	県、東北経済産業局、総務班、商工班

＜東日本大震災の教訓＞

第1 被災地の治安維持

市は、県警等と連携し、パトロールや広報により、被災地の治安維持を行う。

第2 県警の活動

- 被災地及びその周辺（海上を含む。）において、県警は治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- 暴力団等の動向把握を徹底し、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、応急対策事業、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第3 生活必需品の物価監視

- 県は、被災地における生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げの発生を防止するため、国（内閣府、農林水産省、経済産業省等）及び市と連携を図りながら、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請並びに市民への情報提供を行う。
- 東北経済産業局は、特に必要があると認められるときは、生活必需品等の物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、災害対策基本法第78条第1項の規定により当該物資の保管命令又は収用を行うものとしている。
- 市は、県と連携し、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

東日本大震災の盗難等

東日本大震災における対応

沿岸部において、災害従事車両からの燃料の抜き取り、発電機の盗難等が発生。そのため、県警や消防、市内警備会社が連携し、沿岸部の巡回・常駐等を実施

第22節 教育活動等

◆基本事項

＜東日本大震災の教訓＞

1 目的

学校防災マニュアルに基づき対応するとともに、大規模地震・津波災害により教育施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の実施を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒等の教育対策等必要な措置を講じる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 避難措置	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第2 学校等施設等の応急措置	教育委員会、小中学校、義務教育学校、公民館	教育部
第3 教育の実施	学校教育課、小中学校、義務教育学校、教育総務課	教育班、教育部管理班
第4 心身の健康管理	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第5 学用品等の調達	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第6 給食	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第7 修学支援	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第8 通学手段の確保	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第9 小中学校等が避難所になった場合の措置	学校教育課、小中学校、義務教育学校、防災安全課	教育班、民生班
第10 災害応急対策への生徒の協力	学校教育課、中学校、義務教育学校	教育班
第11 保育所等の対応	こども支援課、保育所、児童センター	幼児・児童班
第12 文化財の応急措置	文化・スポーツ課	教育部管理班

第1 避難措置

学校の校長は、地震災害が発生した場合又は市長等が避難指示を発令した場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

1 災害時対応の基本方針

小中学校は、次の災害対応の基本方針に基づき措置を講じる。

■災害時対応の基本方針

震度・警報等	下校・引渡し方法	保護者への連絡方法
震度5弱の地震 (警報等発令なし)	学年毎に一斉下校 (職員の街頭指導等)	eメッセージ PHS電話
震度5強の地震 (警報等発令なし)	全学年地区別集団下校 (職員が引率)	eメッセージ、電話連絡網 PHS電話
震度6弱以上の地震 (警報等発令なし)	保護者への直接引渡し	eメッセージ、電話連絡網、 PHS電話 (あらかじめ定めた連絡方法)
津波警報等発令 災害発生時	・警報等解除まで学校等(安全な避難場所)で保護 (保護者も同様に保護) ・警報等解除後、状況に応じて下校・引渡し	eメッセージ、電話連絡網、 PHS電話 (あらかじめ定めた連絡方法)

2 在校時の措置

(1) 地震発生直後の対応

地震発生後、速やかに地震・津波等の情報を収集し、必要に応じて校長等は安全な一時避難場所に児童生徒等の避難の指示及び誘導を行う。

(2) 安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。

最終的に安全を確認した後、児童生徒等、教職員の安否を確認するとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

(3) 校外活動時の対応

遠足等校外活動時に地震が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行う。

3 登下校時及び休日等の状況把握

登下校時及び夜間・休日等に地震が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努める。

4 保護者への引渡し

(1) 校内の児童生徒等への対応

警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校内保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校内保護する。

(2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校内保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

(3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡し不可能的な場合についても同様に校内保護を行う。

第2 学校等施設等の応急措置

市は、教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。

1 小中学校、義務教育学校

(1) 校長は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、市教育委員会に被害の状況を報告する。

(2) 市は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

2 社会教育施設、社会体育施設

(1) 施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。

(2) 市は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

第3 教育の実施

1 小中学校、義務教育学校

市は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに、臨時休業の措置を取る。

また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講じる。

(1) 教育の実施場所の確保

ア 市は、校内での授業が困難な場合、場所及び収容人数等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校等の校舎等を利用できる措置を講じる。

イ 市は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。

(2) 教職員の確保

市は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

(3) 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

第4 心身の健康管理

市は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の健康管理に努める。市は、必要に応じて県教育委員会に対して、スクールカウンセラーの派遣や心のケアに関する研修会の実施などを依頼し、被災した児童生徒等及び教職員の心のケアに努める。

第5 学用品等の調達

市は、災害により学用品等を喪失又はき損し、就学上支障のある学校等の児童生徒等に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努める。

第6 給食

- 1 市は、給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食再開に努める。
- 2 市は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講じる。

第7 修学支援

県教育委員会は、災害により被災し経済的に修学が困難な児童生徒等に対し、奨学金の貸付などにより修学支援に努める。市は必要に応じて児童生徒等に情報を提供する。

第8 通学手段の確保

市は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

第9 小中学校等が避難所になった場合の措置

- 1 小中学校、義務教育学校は、避難所等の運営に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、市との間で適宜、必要な協議を行う。
- 2 市は、指定避難所とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した私立の学校法人等とも同様の対応を講じる。

第10 災害応急対策への生徒の協力

中学校長、義務教育学校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救援活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討するものとする。

第11 保育所等の対応

＜東日本大震災の教訓＞

1 児童の避難措置・保護対策

保育所、児童センター及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）は、本節「第1 避難措置」に準じて、児童の避難及び保護を実施する。なお、保護者との連絡方法については、あらかじめ定めた方法で行うものとする。

2 被害状況等の把握

災害が発生した場合、保育所等は、施設設備の被害状況及び児童の安否、所在等を把握し、市（幼児・児童班〔こども支援課〕）に報告する。

3 応急保育の実施

市は、応急保育の実施にあたって、児童をもつ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助するとともに児童の精神的安定を確保する。

(1) 通所の可否による保育の実施

ア 通所可能な児童については、各保育所等において保育する。

イ 通所できない児童については、地域ごとに実情を把握するよう努める。

(2) 保育所等での対応

ア 入所児童以外の受入れについて

入所児童以外の児童については、可能な限り受入れ、保育するよう検討する。

イ 長期間保育所等が使用できない場合

災害により長期間保育所等として使用できない場合、関係機関と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努める。

第12 文化財の応急措置

- 1 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を所管の市教育委員会に連絡する。市は、国及び県指定の文化財については、県教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。
- 2 市は、所有・管理している文化財の被災状況を確認する。
- 3 市は市指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。
- 4 市は、被災文化財が文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡し、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導等必要な措置を講ずるものとする。

■資料編

- ・教育施設一覧
- ・文化財一覧（有形）

第23節 防災資機材及び労働力の確保

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材や、労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、市及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期す。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 緊急使用のための調達	土木課、消防本部、防災安全課	土木班、消防班、総務班
第2 従事命令等による応急措置の業務	総務課	総務班
第3 職員の臨時雇用	総務課	総務班

第1 緊急使用のための調達

- 市は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。
- 防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図る。

第2 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。市は、県から委任された場合は、知事に代わって市長が実施する。

1 知事の従事命令等

(1) 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- ア 医師、歯科医師又は薬剤師
- イ 保健師、助産師又は看護師
- ウ 土木技術者又は建築技術者
- エ 大工、左官又はとび職
- オ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- カ 鉄道事業者及びその従事者
- キ 自動車運送業者及びその従事者
- ク 船舶運送業者及びその従事者
- ケ 港湾運送事業者及びその従事者

(2) 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

(3) 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

ア 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの。

イ 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

(4) 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者。

第3 職員の臨時雇用

＜東日本大震災の教訓＞

市は、災害応急対策の実施について要員が不足した場合は、必要に応じて退職した市職員等を臨時職員として雇用し、災害対策の万全を期するものとする。

第24節 公共土木施設等の応急対策

◆基本事項

1 目的

道路、鉄道等の交通基盤、漁港、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模地震・津波発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設の管理者は、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

また、沿岸部では地震による地盤沈下が生じ、海水の流入による床上浸水の発生など生活環境が脅かされることもあり、早急な対応に努める。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 交通対策	土木課、農林水産課、県、東北地方整備局	土木班、農林水産班、県、東北地方整備局
第2 道路施設	土木課、農林水産課、県、東北地方整備局	土木班、農林水産班、県、東北地方整備局
第3 海岸保全施設	土木課、県、東北地方整備局	土木班、県、東北地方整備局
第4 河川管理施設	土木課、県、東北地方整備局	土木班、県、東北地方整備局
第5 砂防等関係施設	土木課、農林水産課、県、国	土木班、農林水産班、県、国
第6 林道、治山施設	土木課、農林水産課、県	土木班、農林水産班、県
第7 ダム施設	県	県
第8 漁港施設	農林水産課、県	農林水産班、県
第9 空港施設	国土交通省東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社	国土交通省東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社
第10 鉄道施設	東日本旅客鉄道(株)、仙台空港鉄道(株)	東日本旅客鉄道(株)、仙台空港鉄道(株)
第11 農地、農業施設	農林水産課、県	農林水産班、県
第12 都市公園施設	都市計画課	建築班
第13 廃棄物処理施設	環境共創課、亘理名取共立衛生処理組合	環境班、亘理名取共立衛生処理組合
第14 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施	都市計画課	建築班

第15 市自らが管理又は運営する施設に関する方針	財政課、生涯学習課、公民館	財政班、公民館班
--------------------------	---------------	----------

第1 交通対策

1 道路

道路管理者は、情報板などにより、津波発生に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

2 乗客等の避難誘導

道路管理者のほか、海上、航空、鉄道施設の管理者は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。

なお、避難誘導方法については、冬季は経路上の積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。

第2 道路施設

1 一般道路

(1) 一般道路における対応

ア 緊急点検

道路管理者は、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

イ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が被災した場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

ウ 二次災害の防止対策

道路管理者は、地震・津波発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

エ 対策情報の共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策などには、国及び県との情報の共有化に努める。

(2) 農道及び林道における対応

ア 道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

イ 幹線農道は避難路・延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

ウ 道路管理者は、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要

な役割を果たす林道整備の他、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

2 東日本高速道路(株)東北支社の対応

(1) 交通規制及び点検の実施

(2) 緊急輸送機能の確保

緊急輸送車両、緊急自動車の走行が必要な場合については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

(3) 道路情報の提供

(4) 応急復旧

第3 海岸保全施設

1 緊急点検

海岸管理者は、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後）にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

2 重要施設等の応急復旧

海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。

3 二次災害の防止対策

海岸管理者は、地震・津波発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には市等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努めるものとしている。

また、海岸保全施設が被災した場合、浸水被害の発生や拡大を防止する措置を講じるほか、速やかに災害復旧工事を実施するものとしている。

第4 河川管理施設

1 緊急点検

河川管理者は、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後）にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

2 二次災害の防止対策

河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた個所については、緊急に応急復旧工事を実施し、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

第5 砂防等関係施設

県は、地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後）に砂防施設等の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。また、市はパトロールを実施し、異常のある場合は管理者に報告して二次災害の防止に努めるものとしている。

第6 林道、治山施設

市は、県と連携し、地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険が無くなった後）

に、林道、林地、治山施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施する。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する
- 2 林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第7 ダム施設

1 臨時点検

樽水ダムの管理者は、地震発生後直ちにダムの臨時点検を実施する。

2 二次災害の防止対策

樽水ダムの管理者は、地震発生後十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を把握する。また、ダム施設が被災した場合においては、関係市町村や関係機関等に通知するとともに被害の発生、拡大を防止する措置と早急に災害復旧工事を実施する。

第8 漁港施設

漁港管理者は、地震発生後早急に、津波の危険が無いことを確認した上で、漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

第9 空港施設

1 東北地方整備局の対応

空港基本施設の被災状況、被災施設の重要度を勘案し、災害復旧事業の促進、二次災害の防止措置を講じ、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

2 東京航空局仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の対応

(1) 災害復旧活動の実施

航空保安施設等の被災状況、被災施設の重要度を勘案し、災害復旧事業の促進、二次災害の防止措置を講じ、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

(2) 災害応急対策の実施

復旧作業が可能となった時点から3日以内を目安に、国及び関係機関の支援を受け救急・救命活動や緊急物資・人員の輸送活動のための航空機（ヘリコプターを含む）の活動の拠点として機能させる。その上で、航空輸送上の重要性に応じ、出来るだけ早期に民間旅客機の運航可能に努める。

3 仙台国際空港株式会社の対応

(1) 避難場所への誘導

必要に応じて関係者と連携し、旅客及び空港周辺地域からの避難者等を、旅客ターミナルビル上階等の安全な避難場所に誘導する。

(2) 情報伝達手段の確保

地震災害に関する情報等について、旅客等へ速やかに周知するため、館内放送や口頭伝達等、複数の伝達手段を組み合わせることにより伝達を行う。

第10 鉄道施設

鉄道事業者の措置はおおむね次のとおりである。

1 旅客及び公衆等の避難

駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内するとともに、指定避難所への避難するよう指示があった場合及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、指定避難所へ避難するよう案内するものとしている。

2 消防及び救助に関する措置

(1) 地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

(2) 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

(3) 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

3 運転規制の内容

(1) 一定以上の地震動が感知された場合、列車の運転を中止し、点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。

(2) 列車の運転方法はそのつど決定する。

第11 農地、農業施設

市は県と連携し、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、地震・津波発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。

2 地震・津波により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。

3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

4 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

第12 都市公園施設

都市公園施設管理者は、パトロール等による緊急点検を実施し、避難地、避難路、広域防災拠点となる都市公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

第13 廃棄物処理施設

- 1 市は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、互理名取共立衛生処理組合に速やかに応急復旧を要請するとともに、二次災害の防止に努める。
- 2 市は、一般廃棄物処理施設の応急復旧に関し、県から必要な指導・助言その他の支援を受ける。
- 3 市は、県の協力を得て、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 4 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 5 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。
また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第14 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

- 1 被災建築物の応急危険度判定業務は、基本的に市が実施し、必要に応じて県に各種の支援を要請する。

＜東日本大震災の教訓＞

- 2 市は、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行う。

なお、判定の実施にあたっては、優先順位を定めて実施する。住宅等の建築物の判定後、危険性が高い建築物については避難を促す。

■優先順位

- | |
|---------------|
| ① 市役所庁舎、指定避難所 |
| ② 一時避難所 |
| ③ 一般住宅 |

- 3 市は、被災宅地の危険度判定業務について、必要に応じ県の支援を得て実施する。
- 4 県は市の要請を受け、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。

第15 市自らが管理又は運営する施設に関する方針

不特定かつ多数の者が出入りする市役所庁舎、社会教育施設、社会体育施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

- 1 市民の安全確保のための退避等の措置
- 2 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- 3 出火防止措置

第25節 ライフライン施設等の応急復旧

◆基本事項

1 目的

大規模地震・津波災害により上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、市民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、県、市及びライフライン事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。その際、施設・整備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

なお、県及び市は、情報収集で得た航空写真・画像・地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 水道施設	水道事業所	水道部
第2 下水道施設	下水道課	下水道班
第3 電力施設	東北電力(株)、防災安全課	東北電力(株)、総務班
第4 ガス施設	ガス事業者、(社)宮城県エルピーガス協会	ガス事業者、(社)宮城県エルピーガス協会
第5 電信・電話施設	電気通信事業者	電気通信事業者

第1 水道施設

1 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図るものとする。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等が不足する場合は、相互応援協定締結市町村長又は日本水道協会に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項

- ア 早期復旧、飲料水の衛生及び最低量の確保
- イ 取水、導水及び浄水施設等の保守点検

(3) 市指定店

給水施設の復旧工事を行える市内の事業者は協定による。

2 給水資機材の調達等

飲料水及び給水資機材は、名取市管工事業協同組合と協議し、所要数量の確保に努める。

ただし、関係業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、相互応援協定締結市町村長又は日本水道協会に対し調達のあつせんを依頼するものとする。

3 市は、応急給水場所、時間、復旧の見通し等について広報し、放送媒体等を通じて住民に周知する。

4 その他

- (1) 環境共創課は、塩釜保健所岩沼支所並びに水道事業所と協力し、飲料水の衛生指導を行うこととし、地域住民が井戸水、湧水等を飲料水として利用する場合には、煮沸するか消毒して飲用するなどの対策とともに、必要に応じて水質検査の実施を指導する。

塩釜保健所岩沼支所	〒989-2432 宮城県岩沼市中央三丁目 1-18	TEL 0223(22)2188 FAX 0223(24)3525
-----------	-------------------------------	--------------------------------------

- (2) 水道事業所は、「日本水道協会宮城県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画」に基づき応援活動を行う。

水道施設の応急復旧〔災対水道部〕	東日本大震災における対応
3/11：東日本大震災発生	
3/11：流量計による配水流量の観測、浄水場・ポンプ場の被害調査の実施	
3/12～：	
・災害応援協定を締結している名取市水道指定店会（現：名取市管工事業協同組合）や他自治体などへの協力要請	
・優先順位を定め、漏水調査及び応急復旧を行い、順次給水エリアを拡大	
・マスメディア及び広報車により作業による断水、濁り水、水圧低下等の広報を実施	

第2 下水道施設

市は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。

1 管渠

市は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、浄化センター

市は、ポンプ施設、浄化センターの構造、機能的被害を調査の上、下水処理機能の確保に努める。

<東日本大震災の教訓>

3 応急排水活動

下水道施設が被災した場合は、応援協定締結業者等の協力を得て人員及び資機材を確保し、応急排水活動を行うものとする。

4 広報活動

浄化センターが被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。市は広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、浄化センター周辺の環境汚染を防止する。

下水道施設の応急復旧〔下水道班〕	東日本大震災における対応
3/11：東日本大震災発生	
3/11：4班8名で被害調査を開始。マンホールの突出箇所やポンプ場周辺の陥没箇所にカラーコーンを設置	
3/12～：	
・12日朝から自家発電により手動運転でポンプによる排水 ・発電用のA重油を確保するため、スタンドに職員を派遣し、タンクローリーで給油 ・国土交通省とポンプ排水について調整	
3/13：津波注意報の解除後、国土交通省の大型ポンプ車2台が閑上で排水作業を開始	
3/13 夜：県下水道課と調整し、終末処理場が流出した公共下水道は管内慮流で対応し、パンク直前に放流	
3/18～：報道機関、ホームページ、広報車、町内会回覧により、市民に節水及び排水自粛を呼びかけ	
3/20：県下水道課が増田川左岸から公共下水道の放流を開始	
4/4～4/12：14の自治体の支援を受け、埋設管の調査を実施	

第3 電力施設

電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

1 要員の確保

2 広報活動

- (1) 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。
- (2) 広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に情報提供を行うほか、必要に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

3 復旧資材の確保

(1) 調達

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 他電力からの融通

(2) 輸送

(3) 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、市に依頼して、この迅速な確保を図る。

4 危険予防措置

県警、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険

予防措置を講じる。

5 応急工事

第4 ガス施設

1 液化石油ガス施設

(1) 液化石油ガス販売事業者は、大規模地震・津波発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

ア 応急措置

イ 緊急点検

ウ 情報提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、適宜、情報の提供を行う。

(2) 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。

2 都市ガス施設

(1) ガス事業者は、大規模地震・津波発生時には、被災した家屋等において、都市ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

ア 製造所の緊急点検と復旧対策

イ 各施設の緊急点検と復旧対策

ウ 広報の実施

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、関係機関に適宜、情報の提供を行う。

利用者に対しては、広報車等により、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

(2) 関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。

第5 電信・電話施設

電気通信施設が被災した場合には、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

1 応急対策の内容

通信施設に被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

(1) 非常用可搬型交換装置の出動

(2) 衛星通信装置、可搬型無線装置などの出動

(3) 移動電源車の出動

(4) 応急ケーブルによる措置

2 応急措置

通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。

(1) 最小限の通信の確保

広範囲な家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう努める。

(2) 災害時公衆電話の設置

- ア 市指定の避難所等に、必要に応じて災害時公衆電話を設置する。
- イ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに災害時公衆電話を設置する。
- ウ 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

(3) 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

- ア 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- イ 被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)を提供し、ふくそうの緩和を図る。
- ウ 被災地に指定する地域及び期間において、被災者が発信する被災状況の通報又は、救護を求める115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

第26節 危険物施設等の安全確保

◆基本事項

1 目的

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 住民への広報	県、消防本部、防災安全課、 なとりの魅力創生課、 政策企画課、市民協働課	県、消防班、総務班、 企画班
第2 危険物施設	消防本部	消防班
第3 高圧ガス施設	消防本部	消防班
第4 火薬類製造施設等	消防本部	消防班
第5 毒物・劇物貯蔵施設	消防本部	消防班
第6 環境モニタリング	環境共創課	環境班

第1 住民への広報

県、市及び危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

第2 危険物施設

1 陸上における消防機関の応急対策

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災関係機関との連携活動

2 海上における宮城海上保安部の応急対策

危険物が海上に流出し又は流出のおそれがある場合は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

3 災害発生事業所等における応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに宮城海上保安部、所轄消防署、関係市町村及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。

また、必要に応じ、所在市町と協力し、付近住民に避難するよう警告する。

- (2) 自衛消防隊、その他の要員により消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。
- (3) 宮城海上保安部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。

第3 高圧ガス施設

- 1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、地震発生後、緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。
- 2 地震の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置が取られるよう調整、指導、助言する。
- 3 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。
- 4 消防本部は、引火又は爆発のおそれがある場合は、必要に応じ警戒区域の設定及び付近住民への避難指示その他の措置を講ずる。

第4 火薬類製造施設等

1 事業者の措置

火薬類貯蔵施設等の事業者は、大規模地震発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。

- (1) 火薬庫においては、貯蔵状態の異常の有無を緊急確認する。漏えい、火災、爆発その他異常現象を発見したときには、名取市消防本部、県警、関東東北産業保安監督部東北支部、県（消防課）等の関係行政機関に通報する。
- (2) 火薬類により災害が拡大する危険があると認める場合は、火薬類を速やかに安全な地域に移動し、見張人を付けるか、又は水中に沈める等の必要な保安措置を行うものとする。

2 市の措置

- (1) 市長は、火薬による災害の拡大が予想される場合は、火薬庫又は火薬類の所有者及び防災関係機関に対し、速やかに応急保安措置を講ずるよう要請するとともに、必要に応じ知事に連絡し、処分等を依頼するものとする。
- (2) 消防本部は、関東東北産業保安監督部東北支部と連携し、災害の発生防止又は公共の安全維持のため必要があると認められるときには、火薬類の製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置を講じる。
- (3) 消防本部は、引火又は爆発のおそれがある場合は、必要に応じ警戒区域の設定及び付近住民への避難指示その他の措置を講ずる。

第5 毒物・劇物貯蔵施設

- 1 市は、毒物・劇物貯蔵施設から毒劇物が漏えいした場合、また消防本部が火災処理中に中和剤や防毒マスク等が必要となった場合、県を通じて県毒劇物協会に必要な資機材の提供協力を要請する。
- 2 県警は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、販売業者、製造業者等に対して、県警及び県等関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。
- 3 市は県の指示に基づき、災害による有害大気汚染物質（重金属類）やアスベスト等の粉じんなど（毒物劇物）の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、防じんマスクの配布や二次災害についての注意喚起を行う。

第6 環境モニタリング

環境負荷物質等の有害物質が地震により漏えいし、周辺の環境を汚染することを防止するため、事業者は、有害物質を使用又は貯留している施設等の点検を行わねばならない。また、施設等に破損等がある場合には、その応急措置の実施について、県は事業者に適正な指示を行い、その実施状況を把握することとしていることから、市は、必要に応じて、下記の環境モニタリングの実施を県に要請する。

- 1 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング
- 2 環境大気中の有害物質等のモニタリング

第27節 農林水産業の応急対策

◆基本事項

1 目的

大規模地震により、農業生産基盤、林道、養殖施設等への施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害や、燃料・電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、県、市及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 農 業	農林水産課	農林水産班
第2 林 業	農林水産課、県	農林水産班、県
第3 水産業	県	県

第1 農 業

1 市の役割

- (1) 農業関係団体等は、農業災害に係る応急対策を行う。
- (2) 市は、県の指導を得て病虫害防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。
- (3) 市は県の指導・助言を受けて所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理を実施する。また、必要に応じて県に対して要請する。

2 湛水対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3 応急技術対策

(1) 農作物

ア 水稻

- (ア) 用排水路・けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い、用水の確保を図る。
- (イ) 軟弱地盤地帯での苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水などの被害や、液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として補植、植え直し、土砂の撤去を行う。

イ 畑作物

- (ア) ほ場の復元に努める。
- (イ) 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

ウ 果樹

被害を受けた樹園地では樹勢の維持回復に努めるとともに、樹が傾いたり、倒れたり

した場合は、根が乾かないうちに早めに起こし、土寄せして支柱で支える。

エ 施設園芸

(ア) 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。

(イ) 被害を受けた作物の草勢の維持回復に努める。

(ウ) 暖房機を稼働させるための電源を確保する。

(エ) 給水源等を確保する。

(オ) 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講じる。

(2) 畜産

ア 倒壊のおそれのある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。

(ア) 誘導する人間の安全確保に努めながら、家畜を退避させる。

(イ) 退避した家畜については、当分の間簡易畜舎等を設置し収容するとともに、畜舎の改修等を順次進める。

イ 近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水源を確保する。

ウ 酪農、ブロイラー、採卵鶏及び大規模肉用牛では、発電機の調達などにより、搾乳機械やバルククーラー、自動給餌機、空調及び地下水のポンプアップなどの電源を確保する。

エ 家畜排せつ物処理施設の倒壊や破損により周辺への排せつ物の流出のおそれがある場合は、被害施設の修繕資材の確保並びに排せつ物の処理の委託先等の確保に努める。

オ 指定生乳生産者団体を主体として近隣の県に対し、牛乳の集乳、処理、輸送等を要請し、牛乳出荷先を確保する。

カ 飼料運搬車及び集乳車の運行路を確保する。

第2 林 業

1 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。

2 市、林産物生産者・団体等は、県の指導・助言を得て地域における応急対策を実施する。

第3 水産業

1 水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。

2 県は、地域における応急対策を実施するとともに、漁場及び水産業の一体的復旧に向けて、市、水産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

3 資機材の確保

必要に応じ補修資機材の購入あっせん等の速やかな供給体制の整備を行う。

4 応急技術対策

(1) 施設の早期修理と水産物の生産管理及び種苗の再生産に努める。

(2) 補充種苗保有量の調査と情報交換及び種苗の供給体制の整備を行う。

第28節 二次災害・複合災害防止対策

◆基本事項

1 目的

二次災害とは、地震等による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 二次災害の防止活動	防災安全課、土木課、下水道課、水道事業所、消防本部、事業者	総務班、土木班、下水道班、水道部、消防班、事業者
第2 風評被害等の軽減対策	農林水産課、商工観光課、県	農林水産班、商工班、県

第1 二次災害の防止活動

1 市及び県又は事業者の対応

- (1) 市及び県又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電気、上下水道、ガス、通信施設）及び公共施設（道路、鉄道、水路の啓開）の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 市は、県の助言を得て、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止を実施する。
また、市及び事業者は、県の指導を得て、ライフライン復旧時における火災警戒等を実施する。
- (3) 消防職団員、水防団員、警察官、自衛隊員や市職員など、救難・救助・パトロールや支援活動に当る関係機関職員についても、作業中の安全確保、二次災害被災防止に向けて努める。
- (4) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、電気機器及び電気施設の使用上の注意を広報し、併せて被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (5) 市（水道事業所）は、漏水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (6) 市（下水道班）は、漏水による汚染水の拡散防止、浄化センター被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。
- (7) ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意など報道機関等の協力を得て周知する。

(8) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信のそ通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。

(9) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の安全確保に向けて、障害箇所への応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

2 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

地震、降雨等による土砂崩れの発生、浸水箇所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に地震による地盤沈下や海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

市は、地震、降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

なお、市は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

さらに、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県からの土砂災害に関する情報提供に基づき、適切に避難指示の発令を行う。

3 土砂災害警戒情報

仙台管区气象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

4 高潮・高浪・波浪

県は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じ応急工事を実施するものとしている。

5 爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

6 有害物質等

県及び市又は事業者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

7 地震・誘発地震

県及び市又は事業者は、地震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

8 空き家等

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するた

めの必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第2 風評被害等の軽減対策

- 1 市は県と連携して、地震、津波、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。
- 2 放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、観光業、農林水産業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進を図る。

第29節 応急公用負担等の実施

◆基本事項

1 目的

大規模地震災害時において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、もしくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 応急公用負担等の権限	防災安全課、総務課、消防本部	総務班、消防班
第2 立入検査等	県	県
第3 公用令書の交付	各部各課、県、国	各部各班、県、国
第4 損失補償及び損害補償等	県	県

第1 応急公用負担等の権限

1 市長（災害対策基本法第64条、第65条、第71条）

(1) 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置を取ることができる。

ア 市の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。

イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。

ウ 市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

(2) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第64条、第65条、第71条）

市長若しくはその職権の委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、市長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

3 消防吏員、消防団員等（消防法第29条）

(1) 消防吏員、消防団員

ア 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること。

イ 火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止または人命の救助、その他の消防作業に従事させること。

(2) 消防長、消防署長

ア 延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること

イ (1)のア及び(2)のアに規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物並びに土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。

4 知事（災害対策基本法第71条、第73条）

(1) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。

ア 被災者の救援、救助その他保護に関する事項

イ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

ウ 施設及び設備の応急復旧に関する事項

エ 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項

オ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項

(2) 災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、(1)に定める市長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

5 指定地方行政機関の長（災害対策基本法第78条）

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収容することができる。

第2 立入検査等

- 1 知事は、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、又は収用するため必要があると認めるときは、その職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入り検査させることができる。
- 2 県の職員が、1により立ち入る場合は、その職員は、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- 3 県の職員が、1により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 知事は、必要と認めるときは、保管命令により物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

第3 公用令書の交付

- 1 従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合、知事、市長又は指定地方行政機関の長は、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。
- 2 公用令書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務

所の所在地)

(2) 当該処分の根拠となった法律の規定

ア 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間

イ 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間

ウ 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

3 知事は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取消したときは、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。

4 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

第4 損失補償及び損害補償等

1 県は、従事命令により応急措置の業務に従事した者に対し、別に定めるところによりその実費を弁償しなければならない。

2 県は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 県は、従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、別に定めるところにより、その者又はその者の遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第30節 ボランティア活動

◆基本事項

1 目的

大規模震災時の災害応急対策及び復旧・復興においては、多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、名取市社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災者の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 一般ボランティア	社会福祉課、名取市社会福祉協議会	民生班、名取市社会福祉協議会
第2 専門ボランティア	各部各課	各部各班
第3 NPO/NGOとの連携	社会福祉課、名取市社会福祉協議会	民生班、名取市社会福祉協議会

第1 一般ボランティア

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアのコーディネート調整組織としては、名取市社会福祉協議会が中心となって、市災害ボランティアセンターを設置し、県災害ボランティアセンター、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

この際、市は、県と連携し、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO法人等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア関係団体の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

なお、ボランティアのコーディネートに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

市及び県災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。

(1) 市災害ボランティアセンター

名取市社会福祉協議会が中心となって設置し、基礎的ボランティアセンターとして、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、

現場へのボランティアの派遣等を行う。

(2) 県災害ボランティアセンター

宮城県社会福祉協議会とNPO等連携組織が中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、市災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。

なお、被災の規模により、必要に応じて、県災害ボランティアセンターの支部を市災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。

2 日本赤十字社宮城県支部、ボランティア関係団体等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。

3 市の支援

市は、市災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

(1) 災害ボランティアセンターの場所及び資機材の提供

(2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成

なお、県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と県及び市町村の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(3) 職員の派遣

(4) 被災状況についての情報提供

(5) その他必要な事項

第2 専門ボランティア

関係する組織からの申し込みについては、市の担当部署で対応し、主な種類は次のとおりである。

■専門ボランティアの受入れ

主な受入れ項目	担当部署
ア 救護所等での医療、看護、保健予防	保健センター〔医療防疫班〕
イ 被災建築物応急危険度判定	都市計画課〔建築班〕
ウ 外国人のための通訳	総務課〔総務班〕
エ 被災者へのメンタルヘルスケア	保健センター〔医療防疫班〕
オ 高齢者、障がい者等への介護	介護長寿課、社会福祉課〔民生班〕
カ その他専門的知識が必要な業務	各部各課〔各部各班〕

第3 NPO/NGOとの連携

市は、一般ボランティアのコーディネート体制づくりを、名取市社会福祉協議会、県、NPO等連携組織と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

第31節 海外からの支援の受入れ

◆基本事項

1 目的

大規模地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、十分連絡調整を図りながら対応する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号又は4号配備)
第1 海外からの救援活動の受入れ	防災安全課、総務課、県	総務班、県
第2 救援内容の確認	防災安全課、総務課、 政策企画課、国	総務班、企画班、国
第3 関係機関との協力体制	防災安全課、総務課、関係機関	総務班、関係機関

第1 海外からの救援活動の受入れ

市は、県と連携し、以下の事項について、情報収集、提供等を行う。

- 1 救援を必要とする場所及びその緊急性
- 2 現地までの交通手段及び経路の状況
- 3 現地の宿泊の適否等
- 4 必要な携帯品等
- 5 その他必要と思われる事項

第2 救援内容の確認

海外から救援隊派遣の申し出や救援物資の提供の申し出があった場合、次の事項について確認し、国と連絡調整を図りながら対応する。

- 1 救援隊の派遣内容
 - (1) 協力内容、人数、派遣日程
 - (2) 受入れ方法
 - (3) 案内、通訳の必要性
- 2 救援物資の内容
 - (1) 品名、数量
 - (2) 輸送手段、ルート
 - (3) 到着予定

第3 関係機関との協力体制

海外から救援隊派遣や救援物資の受入れについて、関係機関と円滑な協力体制を確保する。